

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年7月29日
新宿区議会

- 辻山座長 それでは、二、三まだ到着していない人おりますけれども、時間ですので始めたいと思います。

今日は専門部会の加賀美委員がお休みですね、欠席、それから、大友委員はおくれると。議会のお二人はお見えになる予定ですね。ということですので、それでやっておこうと思います。いつものように和田さんが記録をここでとっていただいている、それから、区民検討会議から中村さんが傍聴という形で参加しておられます。

ということで、きょうは大きくわけて4つほどの議題があります。

地域懇談会の開催について、副座長会で話し合っていた結果を御報告いただいて共有していくということ。

それから、2番目には前文について、これはきょう初めて検討にかかりますけれども、議会と、それから区民検討会議のほうからそれぞれ案が出ているということでもあります。

3番目に既に終わりました区民討議会及び区民アンケートの結果から、これを取り入れるべきものがあるかどうかの検討結果を各チームから報告をしていただいて議論すると。

4点目は条例素案の検討として、区分Ⅱ、その他「教育・子ども」について、区分Ⅲ、条例の見直し等について、区分Ⅳ、国や他自治体等との関係についての検討結果をチームから御報告いただいて議論すると、こういうことになっております。

それでは、最初に資料の説明から、お願いします。

- 事務局 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

本日資料が多いので、次第を1枚めくっていただくと資料の一覧になっております。

それでは、順次資料について御説明させていただきます。

まず、資料1ですが、条例骨子案検討作業チームの担当表になっております。チーム1について7月23日、チーム2については7月21日、チーム3につきましては7月28日に御検討をいただきました。

続きまして、資料2が地域懇談会の担当表になっております。それぞれ区民代表委員、区議会委員、区職員委員の方が2名ずつ、それぞれの各センターで行われる地域懇談会に入っていただくという形で設定いたしました。その中で、お配りしている資料の中、お名前のところにアンダーラインが引いてある方がいらっしゃいますけれども、これはそのチームからそのお一人しかいないということで、例えば高野委員であれば、チーム1からは高野委員しかいないということ、それから、区職員委員の折戸委員におかれては、チーム2から折戸委員しかいないということで、1人しかいない方についてはアンダーラインを引いております。

原則として、下線が引かれた委員については、質疑応答に専念していただくということで設定したんですが、間でちょっと人の入り練りがございまして、例えば高野委員は冒頭副座長のあいさつをいただくということで、ほかの仕事も入っているんですが、質疑応答の中でチーム1のテーマで質問が出た場合については、原則としてそれに対応していただくということになっております。

続きまして、資料3-1がまず地域懇談会の次第になっております。3-2が当日の司会の進行の手持ち資料ということで、事務局で案文をつくらせていただきました。

3-1の次第を見ていただきたいんですが、当日の進行の流れとしましては、冒頭に副座長からごあいさつをいただくとともに、総論的な部分についての御説明をいただいて、項番の2のところでは骨子案の説明をそれぞれ担当している委員のほうから御説明いただきます。そして、その後に質疑応答・懇談になります。大まかな時間配分としましては、冒頭副座長のごあいさつにつきましては8分、それから、骨子案の説明につきましては25分、質疑応答・懇談につきましては7分ということで時間配分を設定して、手持ち資料のほうをつくらせていただいております。

続きまして、資料4が当日の副座長のあいさつ文の案になっております。あいさつ文案につきましては、先だって区民討議会のときに座長のほうからお話しいただいた中身をベースにして、事務局で案文をつくらせていただきました。

続きまして、資料5がパワーポイントにおける説明文になっております。それぞれ該当するスライドごとに説明文案を作成しております。ページで申し上げますと1ページから10ページまでございまして、おおよそ25分以内で話せるような内容になっております。

続きまして、資料6が当日使うパワーポイントの画面の案になっております。こちらを、説明される方につきましては、後日日程を調整しまして、パワーポイントを実際に使いながら、御説明の機会を設けたいというふうに思っております。これにつきましては、本日終わった後に日程

調整をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、資料7が前文の区民検討会議案になっております。

続きまして、資料8が前文の議会案になっております。

続きまして、資料9が条例骨子案（補足説明つき）ということで、以前配付したものと同じですが、本日議論の過程の中でごらんになることがあると思ひまして、同じものを資料として配付しております。

資料10の実施報告書につきましても、以前お配りしたものと同じですが、参考資料を除きまして、本編だけお配りしております。

資料11につきましても、区民アンケートの単純集計速報版ということで、以前配付したものと同じになっております。

続きまして、資料12が区民討議会報告書及び区民アンケートの結果を踏まえて、各検討チームで検討していただいた結果になっております。資料12につきましては、検討チーム1からの検討結果になっております。

資料13につきましては、検討チーム2からの検討結果になっております。

資料14につきましては、検討チーム3からの検討結果になっております。

続きまして、資料15が条例素案検討シートということで、区分J、その他に関する項目の検討結果をお配りしております。

資料16が検討区分のH、条例の見直し等に関する部分の条例素案の検討シートになっております。

そして、資料17が検討区分のI、国・他自治体との関係に関しまして、条例素案の検討シートということで、各チームから検討した結果をお配りしております。

資料18が条例に盛り込むべき事項、三者案比較表ということで、これも前回配付しているものと同じものになっております。

資料19が条例に盛り込むべき事項、三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の議論も反映した形のものをお配りしております。

資料20が自治基本条例検討連絡会議開催概要、前回36回の開催概要になっております。

資料21が、今週の火曜日、条例骨子案に関する区民検討会議からの意見要望ということで、3点ほど挙げられていますので、それに関する資料になっております。これは、その他のところで事務局から説明した後に、意見交換をしていただきたいと思いますと思っております。

そして、最後に資料22が、これまで出されている骨子案のパブリックコメント一覧ということで、本日現在、まだパブリックコメントにつきましては1件しか出ておりません。裏面のところに条例の基本理念に関するところで、パブリックコメントに関する意見という形で出されております。

そして、表の1枚目を見てもらいたいんですが、一応前文からその他まで、カテゴリーごとに出版されたパブリックコメントにつきましては仕分けをして、各検討チームに回答書作成のための資料としてお配りしたいというふうに考えております。

1枚目の色分けの部分につきましては、それぞれ検討テーマ、例えば1条例の基本的考え方につきましては、青色で表記しております。それから、その下の、は区民の権利と責務ということで、それぞれテーマごとに色分けをした形で、それぞれカテゴリー分け、さらにその中の条例の目的、基本理念という形で、細目にわたってカテゴリーを分けております。

本日配付の資料につきましては、資料22までということになっております。よろしく願ひいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

ちなみに、これ全部つながっている、16と17が僕のところにないんだけど、16と17。

（「すみません」と呼ぶ者あり）いいですか。

それでは、早速最初の議題から入ろうと思ひますが、最初は地域懇談会の開催についてということですので、これは事務局から説明を受けたいと思ひます。

○事務局 先ほど資料説明のところでも少しお話しさせていただきましたが、改めて、まず資料2からごらんください。

まず、8月3日の牛込筆筈地域センターについての役割分担なんですが、司会につきましては加賀美委員、あいさつにつきましては高野委員、説明者につきましては佐原委員ということで決まりました。

8月5日戸塚の地域センターにおきましては、司会を土屋委員、あいさつを根本委員、説明を菅野委員に決まりました。

8月7日、四谷の地域センターにつきましては、司会を樋口委員、あいさつを針谷委員、説明を小松委員ということで担当決めにさせていただきました。

続きまして、資料3-1が当日の地域懇談会の次第になっております。進行につきましては、先ほどお話ししたとおりですが、当日の配付資料なんですが、自治基本条例制定に当たってのパブリックコメントということで、骨子案だけが列記されているもの、以前お配りしている資料ですが、それにパブリックコメントとしての意見要旨がついてあるものですね。それを資料1としております。

資料2が、自治基本条例骨子案（補足説明）つきということで、本日お配りしている資料9、これを色紙で作成したもの、印刷したものをお配りいたします。

そして、資料3としましては、区民討議会報告書概要版ということで、こちらの本編をメインにしまして、一部参考資料もつけたものを、現在印刷発注しているところです。今月30日に納品されてきますので、それを当日の資料としてお配りします。

資料4が、自治基本条例区民アンケート集計結果速報版ということで、こちらのほうは本日お配りしている資料11と同じものを配付します。

そして、最後に資料5ということで、地域懇談会パワーポイントの資料ということで、画面をコピーとったもので、本日お配りしているものは画面だけの記載になっておりますけれども、当日配付資料としましては、少し右側に記入欄を設けるような形で、当日の配付資料としていきたいというふうに思っております。

当日の資料は以上、資料1から資料5をお配りして、当日の地域懇談会を開催したいというふうに思っております。

続きまして、資料4が副座長あいさつ文案ということで、先だっの区民討議会のときに辻山先生がお話しいただいたものをベースに、少し加工して事務局でつくらせていただきました。

そして、資料の5がパワーポイントにおける説明文ということで、こちらのほう、できるだけコンパクトに、基本的なことを、主に条例骨子案（補足説明つき）から引用した文章を使いながら、説明文を作成しております。それぞれスライドごとに説明文が入っておりますので、説明者の方がお話しいただくにあわせて、事務局のほうでパワーポイントの画面のほうは展開させていただきたいというふうに思います。説明文等につきましては、後ほど御意見があればいただきたいというふうに思っております。

そして、最後に資料16が当日映すパワーポイントの画面ということになっております。こちらのほうの画面ですが、頭の表題、骨子案についてを入れて、スライド枚数で申し上げると終わりにまで入れて20画面ということになっております。

おおよそ時間配分につきましては、通常のスピードで読み上げていただくと、おおよそ25分で説明が終わるような形で設定しております。

事務局からの説明は以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。

○久保委員 おおよそ25分で説明というのは、僕らはよくわかっているからと思うけれども、聞くほうは25分も説明されたんではやり切れない。もう少し工夫して短くならないものかという感想を持ちました。

○事務局 25分の設定というのは、かなりゆっくり読んで25分、早い方につきましては、22分ぐらいで終了しますが、ただ、その辺のやはり最低限骨子案の内容を少し説明を入れながら、本文は基本的には読み上げていただくという前提でつくっておるのですが、そうすると、やはり骨子案の項目の数からして、22分から25分程度はちょっとどうしてもかかってしまうと。骨子案を飛ばして読み上げないでやってしまうというわけにもなかなかいかないので、やはり最低限骨子案について全体を網羅するとすると、そのくらいの時間はやはり使わざるを得ないというふうに思っております。

○辻山座長 いいでしょうかね。
そのほかありますか。

ちょっと僕あるんですけども、この資料4の副座長あいさつ、先ほど始まる前にざっと読ませていただきましたけれども、これ名文よね。流れるようによくできている。ただ、1カ所ね、直すことが可能であれば、政府の役割の問題という、この問題というのが語感が悪い。変化ぐら

いにしたほうが基本条例が広がっている背景の説明としては。問題と言ったら、何か問題が生じているような感じがする。変化ぐらいのほうがいいんじゃないでしょうか、という気がいたしました。

そのほかございませんか。どうぞ。

- 樋口委員 質疑が75分とおっしゃいましたかしら。75分ですね、1時間15分。これは基本的にはあれでしょうか、説明に対する質問と。それに対して答えるというところで、議論をする場ではないというふうに考えていいんでしょうかね。
- 事務局 基本的には質問と回答という形で進めていきますが、質問者がいなくなって、手を挙げる方がいらっしやなければ、その後については懇談の形で、ざくばらんな意見交換みたいな形で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、質問者が大勢いる場合については、その質問を受けないというわけにはいかないの、大勢の質問が出た場合については、それについてやはり対応せざるを得ないというふうに考えております。
- 辻山座長 おのずと会場の発言者同士の議論というのもあり得るんですよね。今の人ああ言ったけれども、いや、それは違うんじゃないかといったときに、それはもう司会者が、では、もう一回意見言ってもらってとかということにはならざるを得ないでしょうけれども、基本的にはやはり質問、答えるというのが中心に普通なりますよね。
- あざみ委員 明確な質問ということではなくて、意見ということもあると思うんですね。そういう場合は、要するにこの骨子案に対して、こうではなくてこうしたほうがいいというような御意見をいただいた場合、そこで、いや、この骨子案はこうだからというふうに説得するというようなことではなくて、承るという姿勢でよろしいのかな、どうなんでしょう、その辺は。
- 辻山座長 それはどうですか。これ今、骨子案が出されるわけですね。次の段階に素案があるということですね。
- 事務局 そこで、御意見をいただいた場合に、例えば検討連絡会議の議論の経過の中で、そうした理由があれば、そこでお話ししていただいてもいいと思いますけれども、基本的にはそれは実際に当日、意見書の用紙も配付していますので、意見として承るというスタンスでいいと思います。
- 辻山座長 ある程度議論して、ここで決着のついたものについては、理解していただくというほうが二重手間にならなくていいという気はしますよね。
さて、ほかにございますか。どうぞ。
- 野尻委員 地域懇談会と申しますと、過去ですけれども、五、六人の参加でも、多くで10人ぐらいですね、それでも区民の皆様の全体の意見をいただいたように錯覚といたしますか、終わってしまっているんですね。それはあり得ないと思いますので、私たち三者の委員としては、一人でも多くの参加者を募るといたしますか、声をかけることが責務だと思いますので、みんなで頑張りましょう。
- 辻山座長 確かにそうですね。
そのほかございますか。なければ、これはそれぞれの役割が既に一覧表になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、次の議題に進みましょう。
次は、前文について議論をいたしますが、大友委員から最初お願いしようという段取りになっていたんですけれども、議会のほうから先にやっていただいてというふうに順序を変えて議論を進めておこうと思います。
では、すみませんけれども、山田委員のほうから。
- 山田委員 それでは、私のほうから簡単に説明させていただきます。
議会案ですけれども、お手元に配付してありますが、こういうふうな内容です。それで、全体の前文に対する考え方なんですけれども、要するに自治基本条例の前文ですからね、なるべくそれにふさわしいようなものにしようということが1つあります。

それから、前文が果たす役割というのは、条例を簡単に、条例の考え方を説明するということになるんだというふうに思いますけれども、要するに新宿区という地方政府ですけれども、この地方政府が将来的にどういうふうな自治の姿を目指すのか、主権者である区民の信託を受けて、どういうふうな自治をこの知識で形成していくのかということをしてできるだけ簡潔に述べると。その前提として、新宿区がこれまでたどってきたさまざまな歴史があるわけですが、そういう区が持っているこれまで示してきたそういう歴史、足跡についてもごくごく簡単に前文の中で説明をすると。そして、それを受けて、我々はこういうふうな自治をこの地域において目指すんだというふうな、そういう観点で書いてあります。

この一番下のほうに、一応ごくごく大まかな区分けをしてありますけれども、こういうふうな区分けに基づいて書いてあるということで、ここを簡単に説明しますと、最初の作業については新宿区の生成の歴史、それから、次の3行は新宿区が置かれている現在の姿、それから、次の7行は新宿区が特徴的に持っている歴史性とか文化の特性について書いてある。それから、それを受けて我々はどういう自治をこの地域でやっていくのかということについて、自治への自覚ということで3行。それから、目指す自治の姿で3行。地方政府としての我々の決意ということで4行、ということで前文のボリュームについては、特に非常に短いところもあるし、それなりに長いところもありまして、別に決まっているわけではありませんけれども、ただ、性格上余り長いというのはどうかというふうに思いましたので、できるだけ千字以内にまとめるということで書いてあります。

○辻山座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。ざっと目を通していただいて、逐語で読み上げたりすることは要らないでしょうね。大丈夫ですか。今、少し全体の構成についても御説明いただいて、いかがでしょうか。これは前文ですので、かなりある意味では単語の使い方とか、そういったところまで少し議論しておいたほうがいいと思うのですが、何か御質問、御意見があれば。ちょっと私もざっと今読んで、ちょっと圧倒される思いで、この重厚さに圧倒されようとしていますけれども。どうぞ。

○久保委員 今、山田委員が言われたんですが、やはり前文というのはこの基本条例の顔だと僕は思います。それだけに、顔というのはやはり目鼻立ちが整っていることが非常にいいことだと。それから、2番目に、よく見たら血潮がほとばしっているようなことも必要で、最後に血色がいいことがという変な表現をしますけれども、前文というのはそういう性格を持っているんだと思うんですね。そういう点で、議会案と区民案が出ています。両方ともそういう点を非常に配慮して、甲乙つけがたいんですが、僕は先ほどの議会での小委員会で随分議論しましたけれども、これをいいから足して2で割るというようなことにしては、やはりその3つの特色が消えてしまう。ですから、本当に議会案と区民案の最低いいところを、こっちに入れよう、あるいはこっちに入れようというような作法で、みんなに自由に意見を出してもらって、だれかが後でまとめるというふうにされたらどうなんでしょうか。

座長、もう一つだけ。私たちの議会案には、てにをはや何かについて、僕はすばらしい前文ができたと思っているけれども、てにをはについてはやはり僕もまだ多少意見は持っています。そういうのは、自由に後で意見を出す中で申し上げたいと思っています。

○辻山座長 それでは、これどうしましょう、大友委員、ちょっとおくられているので。ちょっとコメントいただけるんですか。

○野尻委員 区民検討会議案を説明させていただきます。

大友委員がちょっとおくれるということで、急遽頼まれましたので、しっかりと説明できるかどうか不安でございますけれども、よろしくお願いいたします。

区民検討会議では、前文検討チームというのを7名で構成いたしまして、3回開催いたしまして、また、区民検討会議全体で検討しました。それから、運営委員会でも検討いたしまして、都合10時間ほど検討する時間を費やしております。それでこのような形といたしますか、区民主権を踏まえての区政運営の顔といたしますか、条例の顔にふさわしい、今、久保委員のおっしゃられました目鼻立ちの整った前文ができ上がったと自負しております。

構成をまず私たち検討チームでは考えまして、区の特性をいろいろ列挙してみましたところ、構成1、2、3、4とここにございますけれども、構成1、まちの歴史、文化、環境や自治の取り組み、構成2、それを発展させた新たな自治の形やまちのあるべき姿、構成3、その実現に向

けて区民の主体性や参加など、自治の担い手の重要性、構成4、条例を制定する意義や決意。この構成1から4までを非常に制限された制約のある字数の中で、見事にすべて取り込んだという形でございます。やはり歴史が初めにありませんと、区というのは成り立ちません。そういうことで、始まりは新宿区のできたところからです。

新宿区は昭和22年、1947年に牛込区、四谷区と淀橋区が合併してできた区です。この辺も合併したというところを2つですと統合もありますけれども、3つですので、条例といいますか、そういうところで合体という言葉がふさわしいというお話もありましたけれども、ここでは合併という言葉を使いました。統合、合体、合併とどれを使うかということになりましたときにも、非常に議論を闘わせまして、合併というところに落ち着きました。そういう経緯がございます。

それから、江戸時代から計画的に市街地として発展してきた地域とありますけれども、町屋を中心とした地域なんですね。でも、そこに武家屋敷や寺社を中心に発達した地域もこの中にはあるので、その辺もありますので、計画的に市街地として発展してきた地域、この2行目ですね、その辺も非常に議論して、こういうふうな形で出てきました。3つの、牛込区、四谷区と淀橋区のそれぞれ特色ある地域が、それぞれが都市化して多様な地域特性を持って利便性の高い新宿区を形成してきたわけなんですね。利便性とか、その次の暮らしやすい地域社会を求めて、こういう形になってきたというところに、さらに自治権の拡充の取り組み、これは今始まったことではなくて、そのころからもうあったということを強調したいということで、特にここに入れました。

それから、その次の特に、新宿区は日本各地、世界中から新しい人々と息吹が宿れる受容能力と寛容政がにぎわいのあるまちをつくり出し、これはまさにそのとおりでございまして、これは外せない、そういう新宿区の特性ですね。それから、その人々とともにはぐくんだ伝統ある文化を尊重する気風と、その次の豊かな水と緑あふれる環境、これも非常に特色あることでありまして、その地域地域に緑と水が非常に豊かであったという根拠がございます。そういう環境が安らぎのあるまちを形成して発展してきました。

構成2でございます。

私たちは、この新宿区のすぐれた歴史、伝統文化、受容と寛容の精神を継承し、さらなる安らぎとにぎわいのある豊かで住みやすいまちを目指します。この2行は、構成1に少し重なるんですけれども、この辺は特に強調したい部分でございしますので、重なるということではなくて、新たな気持ちで入れることになりました。

それから、私たちは区民の生命、身体、財産を守り、いつまでも安心・安全な社会、将来にわたって区民に優しい持続可能な社会、世界の人々が集う国際都市として、多文化共生社会の実現を目指します。これは、まちのあるべき姿ですね、これにこういう社会を目指すという私たち区民の決意なんですね。これは私たちの決意表明として、ぜひ入れたいということでございます。

その次に、私たちはすべての人々の人権を尊重し、世界の恒久平和を希求し、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいきます。これはもう新宿区だけではなくて、日本のみならず世界に発信する条例でもあり、私たちの存在ですね、子孫に引き継いでいく持続可能な社会を引き継いでいかなければなりませんし、特に新宿区では平和都市宣言もしていますし、環境の宣言もしてございますので、その辺は外せないということでございます。

構成3は、その実現に向けて、区民の主体性や参加など、自治の担い手の重要性なんですけれども、ここで非常に私たち区民と区長と議会が連携し、参加・協働によりみずからの判断と責任、この責任を持つということがポイントでございまして、そこで区政を運営し、新宿区のあるべき姿を常に追い求め、実現します。これ決意表明です。

そして、私たちは区内各地域の特性を活かし、一人一人の個性を大切にしながら、みずからの意思で区民が主役の真の区民自治の実現を図ります。

その次ですけれども、私たちは学ぶ権利を尊重し、家庭、学校、地域が連携して教育環境を整え、自治の担い手をはぐくむ教育を進めます。これはこれから生まれてくる子どもたち、それから、私たちも含めて何代にも及ぶ世代ですね、そういう人たちすべてに行き渡ることですので、これは入れました。

それから、構成4ですね。条例を制定する意義や決意。ここで意義と決意をしっかりと押さえて終息に向かうんですね。私たちは区民が主役の自治をつくる新宿区の原点をここに示し、あすを切り開くという思いを込めて、この自治基本条例を新宿区の最高規範として制定しますというふうに押さえました。

骨子案では、進化する自治基本条例というところが説明でありますけれども、進化するというのはまさに時代の変化によって進化しなければいけないんですけれども、ここではあえて、ここに明記するのを避けまして、新宿区の最高規範として制定しますというふうに押さえました。

○辻山座長 ありがとうございます。

難しいんですけども、どのようにしてこの2つの案を議論していくかという、ちょっと難しいんですけども、最初にまずそれぞれの案について、質問や意見があれば出していただくということにしましょう。どうですか。どうぞ。

○土屋委員 チーム2で、区民の権利と責務を話し合ったときに、安全・安心に暮らす権利というところは前文に盛り込むので、区民の権利としては盛り込まないというふうにたしか話をしたと思うんですけども、議会案を見てみると、そこがちょっと抜けているように思われるんですけども、いかがですかね。

○辻山座長 どうでしょうかね。安心・安全については確かにそうですね。文言としては前文のほうへ持っていこうというような議論をしましたですね。
どうぞ。

○高野委員 チーム1においては、先ほど出ました緩やかに進化していくというふうな表現の仕方をしたいということで考えておったんですが、それはみんなで話し合いまして、あすを切り開くという思いを込めてということは、どんどん一定のものではないということの考え方を入れたということと、もう一つ、学ぶ権利というところを、やはり新宿区の目玉は学ぶ権利があるということその部分を出そうよということで、チーム1のほうでは話をしていましたので、ここもちょっと強調したというところでございます。

○辻山座長 ほか、何かありますか。どうぞ。

○久保委員 やはり本当に前文は顔だから、住民投票が心だとすれば、本当に顔の前文には神経注いだはずで、みんな。僕らもやはりそういう気持ちで、区民の皆さんもそうだと思うんです。苦勞をした子どもほどかわいいものないね。だから、自分の産んだ子がいいと思っているのは当然なんです。だから、僕らが弁護士で、区民の皆さんが権利だったら、裁判官のこちらの方から自由にもう慎重でなくても、思いつきでもいいから、この2つの案について考えることがあったら、裁判官からまず言うてもらうことが非常に客観性を持ってくるんじゃないかと思いますけれども、座長、いかがでしょうか。

○辻山座長 僕、裁判長というわけにいかなくて、率直に言って、両方の案を読みながら、どちらにも深く打たれて、最初の条例の見直しの条項が入るとすれば、最初の3年か5年間はこの前文で行って、次の5年間はこっちで行くかとかいうふうなことを考えていたぐらいですから。
（「顔変わっちゃったらおかしいよ」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○小松委員 きょうの午後に小委員会ではこれ両方拝見、私たち見て、どちらもすばらしいので、先ほど久保委員がお話をしましたように、両方折衷するとか、そういうのではなくて、もうどちらかで不足分というか、訂正をしながら行くという形をとる以外ないねというところは、私なんかもうそういうふうに思って、どちらを見てもすばらしいものですから、裁判官も意見は言いつらいんじゃないかと思うんですけどもね。

○辻山座長 ちょっと詰めておきたいのは、区民検討会議案の3番のところで、主語が私たち区民・区長・議会が連携し、参加・協働によって区政を運営するんだけど、つまりみんなで協働して進めると言っていますが、次はみずからの判断と責任でというのはだれのことになってしまふかというのは、ちょっと気になっているところですね。これはもしかしたら区民主権とか市民主権というのであれば、ここのみずからは市民であり区民でなければいけないんだけど、その前段では一緒になってやるうちの一部分の構成しているという、そのニュアンスがちょっと私は気になったと。

○野尻委員 初めは、この構成2のように私たちは区民・区長・議会が連携し、参加・協働によりみずからの判断と決意でというふうにありました。しかし、私たちイコール区民ですので、重複するのではないかとということで、ここで無理やりつけた感がございます。少し私も今といいますが、既に少しおかしいなという感じはしておりまして、ちょっとここを考えなければいけないのかなとは思います。

- 辻山座長 議会案のほうは、さすがに議会だけあって、一種の何というんですか、立憲主義的な思想で貫かれている。我々が政府を生み出して、それを我々の責任で運営していくんだという書き方なんですね。さすがに区民案のほうは、それをいわば相対化しているわけです。あんたたちを指令してやらせるだけではだめなんだよということですね。その違いが出ていて、それぞれにこれまでも随分議論してきたことですが、それぞれに捨てがたいものがあると思っているものですから。

あとはどうですか。学ぶ権利のところは随分これまでも議論してきたんですが、どうぞ。

- あざみ委員 その学ぶ権利のところですが、学ぶ権利はいいんですが、ここも議論してきたところですが、教育環境を整えるのは家庭・学校・地域だけではなくて、私は区というか教育委員会というか、そこがまずやることだというふうに思っておりますし、それから、自治の担い手をはぐくむ教育という言い方ですね。ここはずっとこだわっていますけれども、そのための教育をするというようなことは、私はしたくないなというのがありますので、この後の後段のほうで作業チームのほうから出てきたあの文言、あの一文はすごくいい文章になっているので、たどり着いたのがそこということでよかったなというふうに思っていたところに、またこれが出てきているので、区民の皆さんには相当こだわっていらっしゃるかなと思いますけれども、ちょっと私はここはのめないところだなというふうに思います。もし区民の皆さんの案をまず中心に考えていくということで、その中でもこれはちょっと外してほしいということを書いていいのであれば、ここはちょっと考えていただきたいというところがあります。

逆に、私は議会案というのがやはり非常に読んでいきらするということでしょうかね、非常に高揚させられるものがありまして、自画自賛みたいですが、すごくいいと思っているんですが、ただ一点思うところは歴史の部分で、やはり合併をしたという部分はもうちょっと書いていいのではないかなというふうに少々思っていたので、そういう意味では、区民案の冒頭の出だしの部分というのは、非常にイメージできる部分でいいなというふうに感想としては持っています。

- 野尻委員 確かに家庭・学校・地域というところまで言及しますと、前文としてはふさわしくないというのは潜在的にはわかっているんですが、この辺を三者の中で外されるという危惧がございまして、ここではとにかく持ってきて、皆さんに御提案をさせていただこうという、ちょっとよくない考えございましたことも確かでございますし、やはり思ったとおりに言われました。それは考える、一考の余地がございまして、確かに議会案のほうはきらきらとするものが、光は新宿からなんていうのはきらきらして、世界じゅうを照らしたような気がしますけれども、私たちのほうにはそういうきらきらはないんですが、地道な区民の決意がしっかりと固めていますので、よろしくお願いいたします。

- 辻山座長 どうぞ。

- 高野委員 今の補足なんですが、今、御指摘のとおりこの部分はとにかく出してみようということと、それは今、野尻委員が言った状況でございます。

それで、ここで論議になったのは、本当に自治の担い手の教育だけでいいのかという話はやはり出ていまして、ここはやはりそういう意味も含めて出してみようというところでございますので、だめもとというところがありまして、だから、本当にこの検討チームのほうで書いていただいたこの辺のこういうふうな表現のほうがよりわかりやすいのかもしれないんですが、一応区民の総意なもので代表委員として出しましたので、よろしく御検討ください。

- 辻山座長 どうでしょう。どうぞ。

- 小松委員 検討と言われますと、私もこの自治の担い手をはぐくむ教育というのは、あざみ委員と同じ意見があります。

- 辻山座長 さて、どうでしょうか。どうぞ。

- 久保委員 僕もあざみ委員の意見と同じなんですが、場所が違います。構成1の1行から3行、農村地域など都市化し、ここまでの3行はどうしても議会案の中に入れてほしいという考えで、

それは僕はあざみ委員の言われたのと同じ思いなんです。この3行をやはり入れてほしい、具体的なんです、すごく。だから、ぜひというふうに思って、蛇足ですみません。

○辻山座長 ほかに。ちなみに、どういう段取りでしたっけ、こういう皆さんから意見出してもらって、検討チームで絞上げるわけ。きついよな。

○久保委員 そういうことになると、その前にやはりすごい座長が示唆をしてもらった上で検討チームでやると、チーム2がすごくいいものをつくった原因が座長の案でしたから。

○辻山座長 前文が人々の権利や将来の都市計画に影響するわけではないわけで、そういう意味では、はっと最初の文章に触れたときに、おやっと思わせる魅力がやはり大事なかなと。両方見ていて、どちらもこれが欠けているぞというものではないんですよね。だから、先ほど指摘があったように、例えば議会案の第2パラグラフの私たちの新宿区はというところに、区民案の1行目をつければ、昭和22年に牛込・四谷・淀橋が合併してできた私たちの新宿区と言ってしまうと、要するにそういう折衷案でつくっていくのであれば、可能は可能なんです。先ほどの市街地として発展した新宿駅を中心とした繁華街、それから、準農村地域なども、いわゆる第3パラグラフのところへずっと入れられるようなことは可能だと。まさに地域によって異なる風情を営んでいるんですよということ。

あとは。どうぞ。

○樋口委員 ちょっと客観的に見ると、議会案のほうは本当にすばらしい文章というか、なると思います。ただ、区民検討会議のこっこの区民案のほうは、これまで本当にこの自治基本条例をどういうふうに、今の新宿、歴史も含めてあり方の中から、これからこういうふうにつくっていくと議論してきたことを非常に忠実に述べていると思うんですね。前段の部分は、いろいろまぜ合わせたりして、いい文章になるかと思いますが、この後半のあるべき姿とか、自治の担い手の重要性を出していくとかいう部分は、議会案のほうは非常にすばらしい文章だけれども、割と踏み込んでいないというか、なっていて、そこを区民案のほうは非常に具体的にこれまでやってきたことを忠実に埋め込んでいるという、そういう違いがあると思うんですね。そのときに、どちらをとるかということかなと思って、それは今ちょっとよくわかりませんが、印象、感想としてはそういうふうに読めるかと思うんですけども。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 今、樋口委員が言われたことは、3時からやった議会の小委員会は、全く同じ考え方を持って見ました。言われたとおり。だから、もうここのメンバーでいいものを選んでもらうしかないね。本当同じように思ったんです。皆さんの文章が、皆さんの思いが本当に出ています。そして、うちにもまたそれなりに輝くものが、光るものがあるね。これ同じなんです。だから、ここの皆さんに判断してもらうしか、どうしても、僕は決められないよと言って出てきたことは事実なんです。

○辻山座長 というものの、双方、区民の皆さんは議会案でいいですとはここでは言いませんよね、やはり。したがって、議論がふん詰まっていると、こういうことですよ。（「もう一つ言います」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 区民案を中心にするんだとしたら、せめて僕が1行目にあるみどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成したというこの言葉、それから、第4パラグラフの市民主権の旗印のもとで、そして、最後のパラグラフで地方政府をつくり上げる決意、この3文字だけは何としても区民の皆さんに考えていただきたいという意見も出ました。

○辻山座長 相当歩み寄った意見だと思いましたが、区民検討案をベースにして考える（「としたら」と呼ぶ者あり）としたら。はい。としたら、構成1の第3パラグラフ、息吹が宿れるというのは、これ古語のようなニュアンス。宿るではなくて。名調子。

- 大友委員 これ趣向がありまして、最初に新宿というのがちりばめてあるんです。新しい人々と息吹が宿れるということで。
- 辻山座長 本当だ。ねづちみたいになっているわけだ。韻を踏んで。
- 大友委員 実はそういうふうな多様性を含めるために、こういうような形で来たのと同時に、でも、我々伝統的にここずっと、ここで住んでいる人たちが伝統をはぐくんでいるのではないかと、というような意見もすごく強かったから、こういうような形で。ただし、今までの新宿というのを見てみると、例えば物すごく新しいものをどんどん入れてきているような気がするんですよね。例えば最近で言えば高島屋とか伊勢丹みたいなデパートなんかはもう本当、それから、外国人の観光客が一番来る、そういうような家電製品のようなところ、それから、ちょっと昔になって、私が中学、高校のころは、それこそ新宿駅というものがすごく若者のエネルギーがわくところであり、ちょっとよく歌声喫茶なんかもあったりとか、それから、大学もそうだし、それから、そんなこと。その前をたどっていくと、例えばやはり新しいものがどんどん取り入れていけるような素養等がある土地なんではないかなと。旧態依然だけではない新しいものを取り入れられる息吹なんではないかなというのが私の主張で、これを書きました。
- 辻山座長 なるほど。どうぞ。
- 小松委員 今の太友委員のお話を、私も新宿は新しく宿るまちというのが新宿の特徴という、一貫して新宿を一言で言えば、進取の気性に富んでいると。一定のところにとどまらないというのは、私もずっと一貫して思っていましたので、すごく納得しました。
- 辻山座長 僕が言おうと思ったのは、進取の気性とか進取の気風というのを、区民検討案のほうに盛り込めないだろうかというニュアンスで言おうとしていたんですよ。というのは、これだと受け入れる寛容性、これが新宿のエネルギーだったとしか読めないんですね。ちょっと消極的ではないかというニュアンスを感じて。ほかのところを見ても、この構成2のところでも結局受容と寛容の精神をということで、それはいいんですけども、プラスしてやはり進取の気性みたいなものを持ったから、光は新宿からということになったんだろうかというふうなこと。ちなみに言いますけれども、進取の気風とか進取の気性と今、子どもたちわかりませんけれどもね。多分ね。
- 根本委員 今ずっと私もお話聞いていて、ああ、そういうことなのかというふうに思ったんですけどもね。僕もこの区民検討会議の皆さんの最初の牛込・四谷と淀橋が合併したということとか、新宿区になる前のことのどういうふうな形で形成されてきたのかというこの3行は、議会案の中にこれ入っていないし、取り込みたいなというふうに思っていたんですが、どうも進取の気風と光は新宿からと。この光は新宿からというのは、1945年の8月16日に言った言葉なんだよね。光は新宿からというのは、1945年の8月15日に終戦または敗戦なんですけれども、その翌日にやみ市ができたんですよ。そのやみ市の裸電球のところに光は新宿からと書いてあって、そして、それは多分新橋と新宿どっちが早かったかというのは1日違いぐらいなただけけれども、新宿が一番早かった。それが光は新宿からなんです。だからね、その進取のエネルギーというか、あるいは大震災から大空襲から、それを生き延びてあそこに縄張りをつくって、思い出横丁にまだ残っているけれども、そういうエネルギーが新宿にはあるんだということを強調したい。そういうエネルギーと同時に受け入れるという寛容さなり進取の気風というものが多分新宿の、ほかにももちろんあるんでしょうけれども、新宿の新宿であるゆえんみたいなものを、どういうことなのかなという面と、やはり議会案というのは、我々の思いをいろいろ議論して、一人で書き上げてもらったわけですよ。だから、言葉がすっきりしているんですね。それから、書いた人の思いも相当伝わっているというのと、みんなで議論しながら、では、これも入れようよ、これも入れようよという形になったのと、前文をどういうふうにつくったらいいのかということで、今ずっと聞いていると、前文で勝負するわけ……前文というのはばーんと打ち上げることによって、一人の執筆でわかりやすいというようなことで、それを柱に区民の皆さんの不足分を入れ込むということのほうがいいのか、さっきの小委員会のときにはそう思わないで、全員で区民の皆さんの案を柱にして、やはりここはやるべきなんだろうなんて言いながら来たんですけども、どうなんでしょうね。そこはなかなかお互いに苦労してつくったところだから、あんまりこっちにしてくれとは言えないし、折衷案というのかもしれないし、どっちを土台にしていくのかということ

になるのかな。

○辻山座長 どうぞ。

○あざみ委員 私も光は新宿からということは知らなかったんですね、当然知らなくて、それで山田委員がこれを書いてきて、今のような根本委員の説明を聞いたときに、わあ、すごいというふうに本当に感動してしまったんですね。何というんでしょうね、本当にこの文章を子どもたちに読ませたいなというのをちょっと正直思っていて、これは何なのといったときに、今の話をしたりして、新宿のエネルギーということを本当に、そういうところで子どもたちに伝えていけたらいいのかなというのを思っていたので、私はもうこの文章が好きなんですけれども、もしその区民案をベースにということであっても、ここはぜひ入れていただきたいという部分です。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 私も同じ意見なんですけれども、初めに議会案といいますか、試案を読ませていただきまして、非常に重厚ですし、きらきらとしていて、これはとても区民検討会議のほうでこれだけのものができるかどうかと思いました。それで、この議会案にはなるべく頭の片隅にも置かないようにして、区民検討会議のほうの前文の策定にかかりました。

しかしながら、その光は新宿からというお話、今、あざみ委員がおっしゃったように、私が生まれて2歳のときになるんですね、この1945年と申しますと。そのときに、山田委員がおつくりになった光は新宿からと思っていましたけれども、そうではなかったということで、私は今さら感動しておりますけれども、やはりこういうところは区民検討会議をもし基本にしてくださいますならば、こういうところはもうどんどん取り入れて、重厚であり、きらきらするものはどんどん取り入れて、それでチーム3のほうにいただければ、またそこで練って練って、この三者のほうに提案させていただくと。そのために皆様からなお一層御意見をいただければと思います。

○辻山座長 前向きな御意見をありがとうございます。
どうぞ。

○久保委員 光は新宿からですけれども、今、根本委員が言われたんだけれども、僕自身は、野尻委員は若いわね、2歳だから。僕は小学校2年のときですから。実際僕は知っているんです。そこに三平というスーパーマーケットが、有名な。その人はうちと同業で氷屋さんでしたけれども、あの敗戦直後にこの辺の丸焼けの火災現場からトタンを集めて集めてリヤカーへ積んで、それを集めて売りまくって、今の三平をつくったんです。それは光は新宿からの実践者なんですよ。そういう意味で、山田委員言われているんだろうけれども、根本委員もそうですけれども、わずか千字の中ですべてを書き尽くせないなら、どこに重点を置くかというときに、新宿はこれほどの悠久の歴史を持っているということに力点を置くのか、それともそれを踏まえながら、戦後新しく新宿が飛び出てきたというまちに重点を置くか、これはやはりはっきりさせないと、魅力あるものがないと思いますよ、総花でやると。こんな歴史もある、こういうのもあったんだ、これでは千字の中でできない。やはりここでどこに重点を置いて新宿のイメージを顔である前文に書くのかというのは、やはりそこら辺はみんな決めなければいけないんじゃないですか。その後で、文言についてはと思いますけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 私もその先ほどの大友委員の言われた新しく宿するという、私はここには新しい人々と息吹が宿れるとありますけれども、ちょっと文言は変えるにしても、それが新宿の魅力だと思っています。山田委員が書いてくださったものには、これどうですか、皆さん、イメージとして大新宿区の歌のイメージがちりばめられている、親しんでいる都の中心の、しかも、このみどり深き武蔵野のという、もう自然に引かれるものがあるわけなんですよ、なれ親しんでいる歌が入り込んでいるんですね。というイメージが私はありますから。といって、どちらがいいとは言えない難しいところなんですけれども、先ほどは折衷案はどうでしょうかなんて言ったんですけれども、本当に苦肉の策でいろいろと足して、いいところ取りしてもいいのかなとは、だって、どちらか決めるなんて難しいことでしたら、そういうこともできるのかなとは思ってきました。そのかわり、その柱になるイメージというのは、やはり進取の気性の友委員の言ったイメージが根本に

あればすごくいいなとは思いますがけれども。

○辻山座長 皆さんそれぞれ何歳だったというか、僕はまだ生まれていませんでしたけれども、新宿と言えば敗北の記憶の非常に強いところで、言ってみれば大学闘争が世の中を変えようと思って新宿争乱に突っ込んでいったら、直ちに新宿の商店街の自警団の人たちに追い回されてね、機動隊より怖かったですからね。そのときの敗北感、地域に負けたという敗北感は大きかったですね。目黒区の西小山まで徒歩で歩いて帰りましたからね。裏道裏道を。言ってみれば敗北の歴史の始まりは新宿からだったなとかってちょっと思ったりもしていたんですけども。

○小松委員 私は田舎に、四国にいたんですけども、修学旅行で東京に来るときに、もうみんな新宿が新しいまちなのよと。もう銀座とかだめなの。新宿。新宿が若者のまちだと言われながら、新宿のまちを歩いた、そういう憧れの新しいまちというイメージはありますし、今来てもいろいろなものをのみ込みながら新宿は新しく宿らせているという、そういうイメージは持ちます。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 今までいろいろお話聞いていましたけれども、区民委員の皆さんが区民委員の案がベストなんだと。ベストと言いましたかね、ベターかベストに近いんだというふうなお話がありましたけれども、私は客観的に比較をしてみて、客観的になるかどうかかわからないですけども、やはり議会案のほうがすぐれているなというふうに思うんですわね。それは、要するにさっきもちょっと説明のときに言いましたけれども、要するに自治基本条例の前文に位置づけられる文章でしたね。したがって、要するに自治基本条例がそもそもどういう性格の条例なのかということ、自治基本条例というのは何を指すのかという、そこを前文の中できちんと今までの歴史性なんかも踏まえて押さえていく。簡潔にそこを表現するという、そういうものでなければだめだというふうに。ただ歴史をずっと書いていて、新宿の骨子方を説明したという、それだけでは、自治基本条例の新宿の歴史を振り返るということにはなるでしょうけれども、自治基本条例の前文にはなり得ないわけですね。したがって、そもそも自治基本条例の前文というのはどういう性格を持っていて、何を表現しなくてはだめなのかということの前段で押さえる必要がある。

それで、もともとこれを皆さんにも議会のほうからお渡ししてあるというふうに思いますけれども、この前文が議会案として最終的に、私たちはこうしようということになったわけですが、その前段はもっと3倍か4倍ぐらいの文章があるんですよ。その中からずっと抽出をしていったということなんですけれども、抽出をするときに特に新宿の特性として、進取の精神というのは、それは大きな特性、挫折の歴史もある人もいるかもしれませんが、そういうことがあるわけ、進取のね。ここはさっきも指摘がありましたけれども、区民案でいうところの受容能力、寛容性とは若干違うんですよ。要するに、新たなものをつくり上げていくという。それで、議会のほうにはそういうことを書いてある、時代の先端を切り開く新しい文化の発信源として進取の気風に満ちたまちだと。で、光は新宿からということ書いてありますが、要するにそういうところを強調したい。

それから、その前段として、新宿は近代文学発祥の地というふうに言われているわけですよ、漱石を中心にして、もう本当にきら星のような人たちがこの新宿に住んで、今も大きな影響を与えるような作品群を残したということですね。そこがまず新宿の特徴であろうと。そういうところをごく簡潔に押さえて、そういう歴史を踏まえながら、私たちはこの自治基本条例によってどういう地方政府を目指していくんだという、そこがめり張りのある形で表現されていく必要があるというふうに私は思っています。

区民案のほうは、いろいろ書かれてありまして、書かれてあるそのこと自体は、文章上ではいろいろあるわけなんですけれども、書かれてあることは非常に重要なことが書かれてあるというふうに思うんですよ。しかし、率直に言うと若干めり張りに欠けるところがあって、もっと端的に言うとのんびんだらりとしたところがあるんじゃないかというふうに思うんですよ。ちょっと言いにくいことを言いましたけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 確かにのんびんだらり、よくぞおっしゃってくださいました。そう思う区民も中には、1人か2人はいるとは思いますが、議会案の初めの冒頭、この歴史的な事実といいますか、武蔵野大地の一角というところはもう押さえてありますけれども、区民検討会議案のほうでは非

常に細やかといいますか、これは子々孫々に伝えていくには、やはり成り立ちですね、新宿区の成り立ちをここで押さえておきたいという気持ちがここにあらわれてございます。

それで、この3つの区が合併してできて、それぞれの地域が都市化していったと。それで多様な地域特性を持っているというところなんですね。ですから、ちょっとこの辺の押さえ方は全く違っておりますけれども、歴史的な背景というのは大切だと思っております。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 ちょっとこの議会案の説明で、これはこれがいいという意味ではなくて、議会案は武蔵野大地の一角というのは、要するに為政者がまちをつくる以前から人々は生きていたんだよと。そこに庶民の生活があったというところから、要するに書き起こしているというふうにとらえてください。

○辻山座長 どうぞ。

○土屋委員 歴史的なことに關しては、折衷というか、うまいぐあいにつくれるのではないかなと思います。さっき山田委員のお話を伺いながら感じたんですけども、区民案のほうはどうしても昔からもう古く住んでいる、本当に新宿に根を張った住民がつくった案なので、どちらかというと受容と寛容って受け身の書き方だと思うんですね。私なんかも田舎から出てきた者なので、とても新宿は受容・寛容というよりも、発散するエネルギーあふれるまちだという、そういうイメージだったんですけども、というか、その違いがその議会のほうと区民のほうに出てきたのかなという気は感じました。

○辻山座長 恐らくね。議会案でいうと、恐らくこの進取の気性というか、野心的なあり方が人々を寄せ集め、そして、国際都市にもなったという。区民案のほうは、心広く受け入れられる人たちがそこで暮らしていたことが多文化を受容しているんだという、そこが大分違うなという気はするのね、確かに。でも、それは二面性があるということにほかならないので、そんな一色の都市なんてありはせぬのですよね。荒々しい側面と優しい側面を持っているというのは、普通の都市の姿だと思うので、それは両論で書いてもいいのではないかなという気はするんですね。ただ、これを検討チームに引き継いでいただくに当たっては、この議会案に出てくる何とも言いがたい、今、待望久しかった地域主権時代の幕があげようとしていいいます。地域主権時代の幕がと言っておいて、次の行で市民主権と出てくるのは、何とも説明つきにくいというのがあって、これ何かなりませんか。今の政府は地域主権を物すごい好きなようですけれども、あれ下手するとあそこで言っている地域というのは道州という可能性もちょっとあるので、総務省のあれ引いたらね、地域主権改革何とか法という法律の名称、ローカルではなくてリージョナルという英訳をつけているんですよ。英語版のホームページだとね。ちょっとニュアンス違うなと思っていて。

○山田委員 これは私書いたんですけども、ここは要するにこういう言葉をそもそも使っているのかどうかというのは随分迷ったんですよ。ただ、最近の流れとして地域主権、地方分権とか地方主権とかいろいろ使い方がありましたけれども、地域主権戦略大綱かな、この間閣議決定もされましたし、流れとしてそういうふうになるのかなという前提でこういう言葉を使ったわけですけども、適当な言葉があったら、私は必ずしもこの言葉好きではないんですよ。ただ、全体としてそういう言葉が使われ始めていて、それが定着するのかなという前提でありますので、別の言葉があるというんだったら、別の言葉に変えたほうがいいと思うんですけども。

○辻山座長 この言葉の持っている生命はそんなに長くないだろうとは思っているんですよ。多分政権交代があれば、一番最初に対峙に来る言葉として今、強い光を放っているからこそ、対峙しに来るんだろうと思うんですけども、昔は長洲知事の時代には地方の時代という言葉を使えたんですけども、これも今もう全然使わないでしょう。一時期、市民の時代という言葉も使ったんですけども、何だ、それはというような、共通理解にまで行っていないというようなので、そうしたら、思い切って、下で使っているんだから市民主権の時代といって、繰り返すその旗印のもとでというふうにやってもいいのではないかなという気がしますけれどもね。

どうぞ。

○大友委員 この自治基本条例自体が、区民と、それから、議会と、それから、区長、行政、この

三者でつくったということは、日本でも画期的なことだということですからずっと言ってきたんですが、議会案にこれが全然含まれていないというところを、そこら辺が、というのは、こうやってもう議会の議員の先生と一緒に対等にこうやってやったりとか、それから、行政の課長さん、部長さんとこんなに渡り合って我々はできたのが、すごく尊重していただいていると思うんですが、ただ、三者でつくったということが、非常に三者で相反するところがたくさんあったというのは随分認識したと思うし、そういう中で自治基本条例をつくったということが1つ大きいんじゃないかと私は思うんですけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○斉藤委員 その関連なんですけれども、この構成3に入っている区民・区長・議会が連携しというところは、実は一番大事な自治基本条例の大事な住民投票のところ、それは別の条例にゆだねるというか、任せるということにこれが引っかかってくると思うんです。やはりここで初めて区長、要するに行政、要するに三者のこの会議が自治基本条例の別個の条例で、住民投票条例をつくっていくというところにもこれは引っかかってくるんじゃないかと。ですから、やはりこの3つの、要するにこの三者の会議が大事だよというところをここに載つけたということだと思えます。

○辻山座長 なるほど。

せっかくの御意見ですけれども、僕に言わせてもらえれば、この基本条例の制定権力はどこにあるかといったら区民にしかないわけなので、ここで三者でやっているのは代理でやっているんだと。三者でやって決めたことは、区民が決めたことになるんだという意味で言えば、代理でやっている人がしゃしゃり出るというのはいかなものかなという感じもあるんですよ。それをどう考えるかというのはありますけれどもね。

○山田委員 私はそのとおりだというふうに思いますね。三者でやるというのは、これは日本にほかに例があるのかよくわかりませんが、あったとしても全くまれなケースだというふうに思うんですがね。こういうふうにいるいろいろな何回も何回も会議を重ねてやってきた。議会も今まで区長部局、首長が許可出したものを適当に修正して何とかかんとかということはあるかもしれないけれども、主体的にこういうふうな形でかわったというのは、あったとしてもほとんどまれだというふうに思うんです。そういう点では、非常に特徴のあるつくり方をしているんだというふうに思います。

しかし、その成果はやはり主権者なんですよね。主権者が要するにその成果を受け取るということだから、そこが明確になればそれはいいことであって、三者でつくろうと四者でつくろうと、そこが、それは大事なことでけれども、最重要点というのはそこではなくて、要するに主権者の権利が条例でどう保障されているかという、そこだというふうに思います。

○辻山座長 それはもう私もあちこちで強調しているし、初めて出会ったし、そして、皆さんのそれを維持していくという御努力には結構頭が下がるものがあるんですが、憲法の前文に書くかなというのはちょっと、先ほど言ったような思いがちょっとありますけれどもね。

さて、それで最初は検討チームに送っても無駄でしょうと、つくれやしないでしょうと言っていたけれども、どうですか、これだけ材料出てきたら、幾つかを、まず双方の部分で要らないところを整理してみて、新しく乗り入れする言葉、双方で残したい言葉が残っているはずですので、それをぐっと詰めてみると、それはね、チーム3がやるんですけれども、6人がいるでしょう。6人の合意でなんかやはりできませんよ。結局だれかが一遍に原案書かせてみるというって、これでどうだみたいな形にならざるを得ないような気がするんですけれどもね。

どうぞ。

○久保委員 押さえていただきたいんですけれども、3時からやった委員会で、僕は初めて区民の皆さんの前文の案を初めて見まして、両方読んでというか、区民の皆さんのを読んで、議会のほうは僕は知っていますから、最初の印象は区民のほうがいいねと言った。区民の思いが素直に正直に、そして、この言葉は悪いんだけど、平凡に出ていいます。議会案は文化性とか文学性とか、言葉一字一字が光って出ていいます。そう見比べたときに、平凡で区民の思いが出ていいることの区民検討案のほうがいいと僕は思う。できるなら、足して2で割ってくれたらいいな、そういうすごい能力のある人がいたら、その人に任せたいなと言ったら、それは待てと。そうし

たら、目鼻立ちが整わなくて、右目が大きくなったり、左目が小さくなったり、そういうちぐはぐの顔になってしまうと、やはりどっちかを中心にしてつくるべきだという声が大勢を占めたんですね。そして、いろいろな議論を１時間もやっている中で、僕、後半区民のほうがいいと思ったけれども、必ずしもそうでないな。やはり区民の皆さんは本当にいいものをつくってきているけれども、一生懸命論議したすべての条文の中の思いがここに全部出ている。これで結論なんですけれども、それはそれでいいんだけど、たった千字の前文だったら、ほかの役目果たしたほうがいいんじゃないの。各条文に区民の皆さんが神経注いだいい前文が、全体を読めば条文に全部出ている、それなら同じことを前文で言うよりは、もっと光らせた前文をつくったほうがいいんじゃないのという意見が出て、僕は１時間半の、きょうこの会合が開かれるまでの間にぐらぐら気持ちが揺れて、今発言したところにたどり着いてしまったということで、そこら辺を踏まえて、第３チームは検討してください、一字一句のこの場所がいいとか悪いではなくて、大綱を押さえていただきたいんですね。ということです。

○辻山座長 どうぞ。

○高野委員 反論ではないんですが、この議会案のほうは、いわゆる単語がいろいろな形でいい単語がいっぱい入っています。これは文学的な難しい言葉が入っていて、電子辞書を引かないとわからないような言葉がいっぱい入っています。果たして区民がというか皆さんが読んで、この意味がわかるのかと。わかりやすくすることが前提で今までつくってきたと思うんですね。ここになって急に難しい進取の気風といったって、わからないですよ、これね。何だか分からないですよ、本当にね。だから、そういうふうな部分が本当は、成文としては区民検討会議案の文よりはかなりこだわった形での言葉を使われていると。すると、区民案はいかにわかりやすく、それから、新宿区ってこうだったよねという歴史も踏まえながら、それから、これからやっていくのは、これから将来というか、５年、１０年かかってでも、この辺の部分でこういうのがないかなければいけないんじゃない、将来の姿はこうじゃないという部分がやはり夢多くという形で、こういうふうにやっていきたいねというふうな部分が出てくるべきことだと思うので、その部分がどうも余りにもかたく自治への自覚だとかというふうな観念で物を書かれてしまうと、我々が求めるべきあるべき姿とか、その辺は何だったんだということがちょっと薄れてしまうんじゃないかと。だから、そういうことを考えて、だから、本当の意味でどっちをとるということより、柔らかさからいったら区民のほうのを取り入れながら、そこに要所要所ちゃんとしたポイントを入れてもらって、それも下に注釈つけるような文言を使わないで、わかりやすい形で書いてもらうという形で提案したいです。

○辻山座長 そういう御提案がありました。それは、でも、ちょっとそこは基本だから、御意見伺っておいたほうがいいかな、つまり、憲法前文だから、時代を超えて光り輝く重厚なものをと考えるのか、先ほど言ったように、だれがこの条例をつくったかと言えば、新宿区民がつくったんだから、みんなの水準で書くかという、そこはある。過剰代表になってはいけないんだという気もするんですね。そこはちょっと腹くくっておかないと、チームに送っても、これ困るだろうなと思いますね。

○久保委員 ここである程度やらなければいけないのか、それともチーム３に、そこにもし任せるんなら、そこをまず踏まえてからやってほしいというのが僕の考えでね。それを任せてしまって、ひどいじゃないのと座長はおっしゃるんだけど、僕もそう思いますけれども。だから、裁判官たまには出てきたっていいんだよ。

○辻山座長 これね、チーム３に行っても、一番仕事ができるのは専門部会なんですよ。だって、審議会とかいろいろな市民参加のやっているときに、いろいろな意見出たのを上手に最後までまとめるではないですか。あれは名人芸だって。

○木全委員 なかなか難しい話だと思いますけれども、全般的に聞いていて思いましたのは、やはり少し区民の方たちのつくってくれた部分というのは、百花繚乱なところを並べている部分というのは多少あるかなと。特に自治の形、あるべき姿というところが、実は私どもにとっては非常に耳なれた言葉が順番に出てくるような気がするんですね。いわゆる安らぎとにぎわいのある豊かな住みやすいまちを目指しますというのも、それから、その後、次には私たちは区民の身体・財産を守りということになりますから、私たちが財産を守ったりとかというふうなところと

いうのは、安全・安心にはつながってくるんですけども、その後の区民に優しい持続可能な社会というの、国際都市として多文化共生社会の実現というの、どちらかというのあちこちで耳なれた基本構想やら総合計画の中に出てくる言葉を、少しづつはぎだらけのような若干感じがしていますので、この辺をうまく端的にあらわすような言葉で、議会サイドのところであつたわれているところに、やや先ほど土屋委員からも意見ありましたけれども、安全とか安心とかといった視点というのが抜けているというような御意見もありましたけれども、この辺の思いをどこか集約したような形にするのが1つはいいのかなというふうには思っています。

それから、構成3のところに書かれているものについては、かなりの部分凝縮されて議会案のほうに載っているのかなと。それから、恒久平和とか国際社会の話というの、うまく取り入れて議会案のほうはあるのかなというところで、学ぶ権利のところと安全・安心のところはやや課題として残っているのかなというふうな思いがありますけれども、そういった部分をどういうふうに取り込めるのかというふうに考えていければ、それがうまく別の言葉でもこういうふう集約されて入っているということになれば、私はいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○辻山座長 ありがとうございます。大分目鼻がついたなという感じがします。

○久保委員 座長、もう一点だけ。斉藤委員言われたように、区民・区長・議会が連携するというのが、この新宿の特徴なんだと。それが余り議会案には出ていないとおっしゃる、そのとおりかもしれないけれども、議会案はそのことを常に私たち新宿区民はという主語を掲げることによってそのことを言っているんだということだけは理解してほしいですね。

○辻山座長 どうぞ。

○根本委員 私はここは非常に感激して読んでいたんですよ。どこも区民と専門部会の皆さん、行政と一緒にやってつくったのが、議会が修正したり継続にしたりしながら、何だ、議会はというのはつくられている過程でしょう。私たちはそうではなくて、つくる過程でいろいろ議論して対立しても、最後はおれたちみんなで作ったというような条例にしよう。まちの憲法だからということでやってきて、それが区民案からこういう形で書いてもらえるというのは大変すばらしいことだというふうに思っているんですよ。だから、私は当たり前のことではないという話ではなくて、これはここに書き込むことが意味があるんだというふうに思ってこれを見ていたんですよ。そうしたら座長、違うこと言うものだからがっかりしてしまったんだけど。

○辻山座長 僕が言ったのは建前の話だからね。憲法の中に、例えば日本国憲法をつくるときに、我々帝国議会議員だったんだけど、国民ともいろいろな学者とも相談して作りましたよと書いて書かないでしょうという。国民の名前においてつくるといふ、その建前を言っただけです。だから、もし書くのであれば、そういう全国で初めての試みをやって、ようやく到達したんだと、この結論に。これを区民全体のものとしてみんなで守り育てていこうというようなメッセージを出すことは、僕はあり得ると思うんだよ。確かに、しかも、僕は書かなかったからといって、この三者でやったやり方が光を失うとは余り思っていないで、どこも追隨してきませんから、こんな手間暇のかかるやり方。それも論点になっていますのでね。私はそういう意味では、入れることについて反対しませんよ。私もその座長をやらせていただいたことを誇りに思っておりますので。

では、そういうことでいいかい、そういうことでというのはどういうことと言われると困るんだけど、チーム3へ引き継いで、よりよい案が出てくることを期待いたします。

それでは、随分、いやいや、前文でこんなに時間かけて議論したの、僕今まで経験したことないんですよ。大体一任なんですよ。それであとは言葉遣いの間違いとか、きょうのように歴史的な事実についての誤解があるよとか、そんなことぐらいがあるぐらいで、ところが、どう書くんだという議論したの初めてでしたので、これも大変感激しております。

ということをして……どうぞ。当事者だから。

○菅野委員 1点だけあれなんですけれども、高野委員がおっしゃったように読みやすい前文、例えばよく論文でいう、中学生でもわかるというようなのかな、重厚に前文だからごっと行くのか、そこだけちょっともう少しやって……

- 辻山座長 それは僕の理屈でいうと、区民が制定権力者で、この場合はそれを代理して文章を書いているだけだから、今の区民だったらどんな文章を書くかというふうに考えればいいんです。平均的な区民の文章。僕の考えはね。
どうぞ。
- 斉藤委員 よく小松委員が75歳の年寄りでもわかるようにというようなことは、よく言っていましたよね。子どもでも、そうそうそう。（「75歳はまだ若いです」と呼ぶ者あり）そうですか、80歳でも。要するに子どもから高齢者までわかるような、これがやはり基本だと思いますので……です、菅野委員。
- 久保委員 あえて言いますけれども、わかりやすい言葉と、それから、重厚な言葉、内容の富んだ言葉、非常に将来にわたっても光り輝く言葉、そして、理解されたときにすごいと思われる言葉、それはわかりやすいという言葉と矛盾するものでは決してないので、努力をしてほしいんですね。
- 辻山座長 わかりやすいというのは稚拙だという意味ではありませんので。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それは、ただこの重厚な中で、例えば情報の普遍化とかいっても何のことだろうなと思う難しさがあるでしょう。そういうのは乗り越えて……ごめんなさいね、当人を前にして。というのは、いわば市民的感觉で乗り越えていかなければいけない要素かもしれないなど。というふうなことで、今の話はいいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 辻山座長 それでは、先へ進みますよ。
次は、区民討議会と区民アンケートの結果を踏まえて、それをどのように素案に生かしていくかということを検討いただいてきたということですので、まずそれぞれから御報告を受けて議論しようと思います。
検討チームの1は、どなたがやってくれるのかな。
- 高野委員 最初に、こちらの検討シートのほうから入ってよろしいのでしょうか。それとも……12からいきますか。
- 辻山座長 16、17は別のテーマですからね。
- 高野委員 すみません、余計なことを言いました。
では、検討チーム1ということで、これはある意味で一人の人にちょっとまとめていただいたという状況下であります。
それで、ここでは条例の理念ということで、票数が多い17、15というところの安心・安全という言葉と区民の権利・責務などが出てきています。
それで、この中においても、基本構想やあるべき姿という形での発想でこの討議となったという流れがあって、これは討議会の最初のテーマであったので、比較的まだみんながこなれていない状況があったので、いろいろな言葉というかワードが出てきて、ちょっと整理しにくい部分があったというふうに感じています。
それで、その中でも、区民の検討・責務とかというのは、別のほうで定めるからということとか、いろいろな形で区民に含まれている部分とかということで、ちょっとこの部分が理念に盛り込むべき項目ではない部分が出てきたりとかというのがあったと。
それから、その中でこの真ん中の四角いところだけ読みますが、安全・安心は大切なことであると。理念に盛り込むような別な項目を立てるべきだと。それから、別の項を立てるのであれば、同様に大切なこととして取り上げなければならない項目があるということが環境、平和、子育て、福祉、多文化共生、これは前文に反映していきたいというような考え方があるという状況です。
それで、あと、1と、これ2って……
- 辻山座長 1ページが重複しておりますので、次の2ページにってください。
- 高野委員 それで……裏表にコピーしたからわからなくなった、今迷いました。
何か余り説明がうまくないので、申しわけありませんが、同じ15票の中で、区民に含まれる範

困の疑問があるということで、区民の定義とか、その辺が余り明確でなかったという部分があったので、区民の定義は別の項目で定めているので、一応参加者には区民のとらえ方が十分に伝わっていなかったのではないかとこのところがあったと。その部分に関しては、アンケート5というところでの区のまちづくりの担い手はだれだと思いうところ、住んでいる人が92.3%あって、事業者が57.6%、活動している人・団体が55.5%、区や議会というのは48.4%、働いている人が44.4%、学んでいる人は23.4%ということで、住民でなくてもまちづくりの担い手として期待しているということが何かうかがえているのではないかとこのところがあります。

それと、あと、ここで区民と政府の関係強化というところで10票という票が入っているんですが、これはだれでもわかりやすい情報の公開とか、区民の意見を聞く場をつくるとかというところが、こういうところが挙げられているようです。それで、ここにおいては、区民の権利で知る権利を議会の責務で情報の共有・説明責任を区政運営で情報をわかりやすく提供するとともに、説明責任を果たすこと、多様な方法による区民意見の把握と区政参加・協働の機会の提供を盛り込んでいるという形で、この中で情報開示というか、情報の公開という形ではこういうものがあると。

それにあと、ずっと細かなのが来て、次のBのグループではどういうふうな形で出ているかというと、比較的Bのほうが項目がいっぱい出ておりまして、この中で市民主権で区民ではなく市民になっているのはなぜとか、区民によるチェック機能の中の意見で区民主権とかという、この辺の区民主権、市民主権というところがちょっとわかりにくいではなかったのかということでもあります。

それで、ここでも同じような形で区民のとらえ方が十分伝わっていなかったというところがあって、それで、その中において区民の関心を持ってもらうためには、区民の責務、議会の責務の情報共有と説明責任、それから、区政運営のわかりやすい情報提供、それから、説明責任、多様な方法による区民意見の把握と区政と、この辺のところはまだ多様な主体が積極的に関与できるように取り組むことが大切ではないかと。

それで、ちょっと網かけしている部分が、条例全体を眺めたときに、基本理念の見出しとなっている市民主権は、区民主権としたほうがわかりやすいのではないかと、この区民の定義の理解を得るためにも、これを素案に反映したいという流れを報告します。

あと、細かくやっていくと長くなるので、それで、あとは、8ページに飛びます。

議会の役割ということで、この中においては26票入ってまして、区民の意見を吸い上げる仕組みが必要とか、あるいは議員と区民の接点をふやしてほしい、もっと密着、御用聞きに回れみたいな、ちょっと厳しい言葉が入っておりますが、議会の責務で区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使すること、それから、議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことを盛り込んでいう形で、討議の結果では出ていると。あと、区民のための行動として、議会と議員が混在しているようだが、議会の責務としては区民の意思が的確に区政に反映されるよう、議決権限を行使すること、議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことというところが、いろいろな形で2番目に大きい項目でありました。

それと、次飛びまして、11ページのBグループのほうなんです、こちらのほうでは伝達方法についてということで、条例に区民と議員のパイプを載せてほしいという。議員にどういう方法で伝えるか、地域に小回りさんを置くとかって、ちょっとわかりにくい言葉があるんですが、この辺のところ、区民の声が通る方法とか、それから、議員は区民とのコミュニケーションをとってほしいとか、知人でもいれば違うだろうが、議員さんが遠いとか、それから、議員と市民の交流の場が欲しいと。それから、議会への要望窓口とその対応結果の公表をしてほしいとかという要望がこの中に入っていたようです。やはり交流の場などの貴重な意見をパイプという形で、そういう形をとっていいかというふうな感じがしました。

それから、次のページにいきまして、それで議会の責務という形で議会活動に関する情報を区民と共有し、責任を果たすということで、この辺を盛り込んでほしいと。ただ、メルマガだとかユーチューブだとか、いろいろな形で活動報告が貴重な意見をいただいて、こういう形でやってみたらどうかということが、説明をわかりやすくするという意味でもあるのではないかと。

それから、あとは行政の議会はチェックをしてほしいということで、骨子案の調査・監視後の適正運営、議会で議決された案件が実際に行政側に適正に行われているか、チェックした後の結果報告がどうなっているのか、改善されているのかどうなのかというところがやってほしいのではないかとこのところですね。だから、定例または臨時に開催する区議会に加え、常任委員会や予算・決算を含む特別委員会、その他日常的にも適正な行政運営が行われるよう調査・監視していますよというところは意見になっているんですけども、一応こんな意見もありましたと。

それで、次は14ページに飛びます。

ここは条例の基本的な考え方という中の問3になるんですが、新宿区の自治の基本的な考え方として大切だと思うことは何ですかということが問われています。ここにおいては、書いてあるように区民と区の協働によるまちづくり、その次が区民に関する情報の公開・共有、区民が新宿区の自治の主体であることが、これが一応40%以上を超えているという状況であります。

それで、1については、区政運営で協働の機会を提供しているということで規定しています。2については、区に関する情報公開や共有ということは、区民の権利で情報を知る権利、議会の責務で情報を共有し、説明責任を果たすことをいっていると。それから、区政運営においては、情報のわかりやすい提供と説明責任を果たすことということも入っていると。それから、情報の公開、個人情報保護で行政情報を知る権利の保障と積極的な公開、共有を規定しているという形になっています。

それから、この3番目の区民が新宿区の自治の主体であることということに関しては、基本理念で区民が主人公の自治の実現を規定しているというふうな内容で書いてありますので、一応それがあります。

それと、あと、自治の基本ルールとして、条例の中に定めておくべきことということに関して、これは50%を超えているのは2つ、上の区民の権利と責務と財政の健全性の確保ということが50%を超えています。

それと、あとは40%から30%までの間のものは、こういう6項目掲げられています。一応この辺のところは骨子案の中で反映されているというふうなところもあるんですが、一応その基本理念に基づき、区政運営の原則を定めるとともに、区民・議会・区長等の役割を明らかにして、自治の実現を図ることを目的とするという形でしておりますので、この辺のところは1から10の規定もこんな形でなっていると。

次、16ページになりますが、自治の基本ルールの最も重要と考える項目としてはどういう項目があるのかなというところで、区民の権利と責務と。この最初に書いてある25.8%というのは、ここの中のものなんですが、これは括弧は問4の結果としての割合をここに示しております。ということで、69%の区民の権利と責務というところと、財政の健全性の確保というところが50%を超えているという状況で、あとは50%に近い区の役割と責務というのが挙げられています。

それと、区政への区民参加の仕組みとか、区民との情報共有、あるいはもうちょっと高いのは区議会の役割と責務ですね、その辺があると思います。

最も重要だと思うものを1つだけ回答してもらった質問があったんですが、1と2はやはり不動であったと。3以降は順位が変動しているという、ここは区政の区民参加の仕組み、あるいは区民との情報共有が上位に進出していることは、自治に対する高い意識がうかがえるのではないかと。それから、情報がなければ参加なしと言われるが、地域自治を推進する上でとても大切なことだと考える。今後自治基本条例の周知、趣旨普及、啓発など、地域自治の推進に当たって、その進め方がとても重要になってくると考えるというところがございます。

次、いきます。

問5の区のまちづくりの担い手だと思うというところでは、92.3%が新宿区に住んでいる人、50%を超えて新宿区で事業を行っている事業者、新宿区で活動している人や団体というぐあいになって、それで50%にちょっと、40%台ですが、区や議会、新宿で働いている人という形に今なっています。住んでいる人が92.3%であることは当然のこととしても、事業者や活動する人や団体が50%を超えているというところが、「新宿で働いている人」が40%なんですが、まちづくりの担い手、新宿区の自治を推進するためには、新宿区にかかわるあらゆる主体の参加を得ることが大切と考えることから骨子案の定義をしてきたところであり、アンケート結果からもそこら辺がうかがえるのではないかとこのところがありました。

それから次に行きまして、「区の自治を考えるときに議会の役割として必要だと思うこと」ということに関して、「区民の声を反映すること」、「地域課題を的確に把握すること」が50%を超えています。この1と2は、区民が生活する上で求めていること、また具体的なイメージがしやすいことなどから、高い回答率になったのではないかとこのように考えられます。それで、3番目の「議会運営の透明性を確保すること」、「行政を監視し、チェックすること」というところは30%、20%台なんですが、これは議会に期待することとして回答されたのではないかとこのように推察できました。あと、5番は「条例を立案すること」というところなんですが、これは区民生活から少し遠いのか、または時間的に条例を立案する前に区民の声や地域課題の把握が必要であることから、現時点では低い回答率となっていることと考えられて、いずれにしても、地域のことを地域で考え決めていくに当たって、骨子案の議会の役割と責務は大切なことと規定していますということです。

一応、ざっと飛びましたが、重立ったところだけ説明させてもらいました。

- 辻山座長 ありがとうございます。どうでしょうか。
これは趣旨としては、要するに、いろいろ意見を聞いた結果、我々の骨子案なりを見直さねばならなくなった事項について出してもらえばいいという趣旨ですよね。
- 高野委員 はい。そういう形です。
- 辻山座長 それは、あそこのところで網かけの部分で提出された。
- 高野委員 そうです。網かけの部分です。
- 辻山座長 これは、いわゆる回答という形で公表される予定ですか。
- 高野委員 その辺は、ちょっとまだです。
- 辻山座長 まだ。
- 事務局 この検討結果が公表されるかということですか。
- 辻山座長 うん。
- 事務局 この検討結果については、これを公表するということはないです。
- 辻山座長 そうですか。はい。
1カ所、16ページのところがちょっと引っかかったものですから、この括弧の中、これがいわば回答だと思えば、2カ所に「地域自治を推進する」という言葉が出てきているんだけど、ここではそこまで踏み込んでいないから、これは「区民自治」とかぐらいで。僕たちは、地域自治というのは特別のカテゴリーで使っているの、ということだけちょっと気になりました。
- 佐原委員 このアンケートの結果について、ちょっと意見を述べさせていただいてよろしいですか。
- 辻山座長 どうぞ。
- 佐原委員 問5の「区のまちづくりの担い手だと思うもの」ということで、92.3%は「新宿区に住んでいる人」ということでありまして、実は前、議会案として区民の定義で一応議論してもらって、保留というか、仮置きしていただいていることがあるんですが、「新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものを言う」という仮置きをしていただいているんですが、このアンケートを見ますと、やはり担い手は区民が最優先であるというふうに私は感じるんですが、ここを前に提案いたしました「新宿区に住所を有する者を軸として」または「中心として」、「新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を」というふうにちょっと修正を、できたら私は個人的にちょっとお願いしたいなと思っています。
- 辻山座長 優劣のようなことをね。
- 佐原委員 ええ。
- 辻山座長 これは、だからアンケートのこの数字をどう読むかということにかかわってまいりますね。それは、後で出てくる区民検討会からの提案の中にも、同趣旨ではないけれどもありますので、そこでまた検討しましょう。
そうすると、これは例えば「市民権」のところについては、これはどういう段取りになりますか。改めて議論する時間をとるんですか、ここで決着をつけるんですかね。これはどこで……。
- 高野委員 さっきの網かけのところを。

- 辻山座長 4ページのね。
- 高野委員 よろしいでしょうかというところをちょっと。
- 辻山座長 そうですね。
- 事務局 先ほどの網かけされている「市民主権」につきましては、一応そういう課題をとということで本日提起いただいて、該当する検討チームのほうで少し御議論いただきたいというふうに考えております。
- 辻山座長 なるほど。（「私たちがやったんですよね、これは」と呼ぶ者あり）
- 事務局 すみません。これはチームから出された意見なので、この場で議論してくださいということでした。
- 辻山座長 そうか、この場でどうしますかということをね。
- 佐原委員 「市民主権」を「区民主権」というほうがわかりやすいということは、以前も特別委員会でも小委員会でも我々としては主張してきたんですが、大局から見て「市民主権」という言葉だということなんですが、やはりどちらかといえば「区民主権」のほうがわかりやすいということで、私は個人的には「区民主権」を選びたいと思っています。
- 辻山座長 どうでしょう。
- 久保委員 これからの自治基本条例をつくるのに、「区民主権」などという区民にしか通じない言葉で満足していいんでしょうか。少なくとも、極端なことを言うけれども、ロシアの人にも、アメリカの人にも、全世界の人にも通じる言葉でなければならないと僕は思いますよ。少なくとも「市民主権」という言葉は、全世界に共通する近代民主主義の合い言葉ですよ。それを抜きにして「区民主権だ、区民主権だ」なんて、新宿区民だけの自治ですか。それは、区民の自治基本条例ですけども、世界に通用しない、他の自治体に通用しない言葉で満足していいんですか。僕は、絶対反対です。
- 佐原委員 そういう意味ではないと思います。区民の定義の中で、住む人、働く人、それから集う人も、恐らくすべて入っているかと思います。
- 針谷委員 チーム1のほうからも、そういう意見が出てきましたのと、「市民主権」の定義の中で、「市民主権」と言っているのに、そのすぐ下で「区民が自治の担い手として」というような説明としてさせていただいているというようなこともございますので、この「市民」と「区民」の関係がどうなのかというのを、世界市民とか地球市民といった関係から最初は定めたというふうにも伺っておりますけれども、「区民」の定義も大体定着していますから、この場で定着してきているということを考えるとすると、余り言葉をたくさん使うよりも、区民が主権者だよというのを改めてここで定義させていただいたほうがいいのかなというふうに思って提案させていただいたところでございます。
- 辻山座長 1つは前文のところ、その大きな構えをどう表現するかということがありますけれども、現実問題として言わせてもらおうと、この文章の中に「市民主権」と書いてあるんだけど、これは条例文になったときには消えてしまう運命にある言葉なんですよ。ですから、そのことを考慮すると、私は、まあ置いておいてもいいかと思っているんだけど。
- 久保委員 くどいようですけども、地球上に住む一人ひとりの権利のことを言っているわけで、小さい地域の私たち区民の権利のことを言っているのではないですよ、前文では。この世界に住んでいる一人ひとりの基本的な権利をうたい上げている言葉であって、それを前文から消してしまったら、何の顔なのかかわからないと思う。（「前文ではなくて」と呼ぶ者あり）だから、基本理念でしょう。基本理念からそれを消してしまったら、僕は基本理念ではないと思っています。

もう言わないです。

- 樋口委員 今、座長が「条例文にしたら消えてしまう」と言った意味はどういうことですか。
- 辻山座長 それは、例えば「第何条、自治の基本理念」とか、この「条例の基本理念」とかという、条文に名前が付きますね。「第1項、新宿区は、人権を尊重し」云々かんぬん、「第2項、区民が自治体の担い手として」と書くでしょう。1項ごとに条文のタイトルはつけないからという。そうすると、そこで「市民主権」という言葉は、条例文になってくるときには消えていく。置き場所がないんです。だから、前文か何かのときにきちっとやっておくならないと……。
- 樋口委員 それで、前文の先ほどの議会のほうの案でいえば、「地域主権時代の幕が」ということでちゃんとやっておくということですよ。
- 辻山座長 そう。相当高らかに書いているわけですね。ええ。
- 樋口委員 私も、久保委員のおっしゃることには賛成で、やはりこの「市民主権」ということは、ちゃんとどこかで押さえておく必要があると思います。
ただ、おっしゃるように現実の問題になると、そういうことかなというのわかりました。
- 辻山座長 そうなんですよ。極めて異常な言葉遣いで私たちがやっているということなんですよ。市民主権を実行する主体が区民であるという、変な制度のせいだと私は思っていますけれども、23区の運命ですね。
- 山田委員 私の理解は、基本理念として人権の尊重、市民主権、区民の自治、区の自治を挙げたのであって、残るのはこっちのほうで、どちらかが消えるということだったら、その説明文のほうが消えるのではないかというふうに私は思うんですよ。
それから、「市民主権」というのは、まさに久保委員が言われたとおりだというふうに思うのは、そこには例えば新宿区とか東京都とかという地域性があるわけではない。要するに、世界の市民として歴史的にかち取ったものを、我々が歴史的にそこを大事にして継承していくというのが、市民主義の持つ基本的な意味合いだというふうに思うんです。
したがって、この条例はそういう立場、そこを基本理念にするんだということであって、ここが「市民主権」ということだったら、全くごく一部のわずかのどこかの地域のことを言うということになりかねませんから、本来的な市民主義の意味合いとは、もう全然、似ても否なるものになるし。
- 辻山座長 そこは、もしその手の議論をするのであれば、なぜ新宿区民の制定権力で世界の市民自治を規定できるかというようなことも考えなければいけなくて、条例には地域的に限界と、それを支える主権者としての限界というのがあるはずだというふうに思っていて、したがって、前文ぐらいだったらいいかなと思うけれども、その「市民主権」が残るべきだという意見は、条例にするときには「この条例は以下の基本理念によっている。1、人権の尊重。2、市民主権。3、区民の自治。4、区の自治」というようなことで書く、説明文のない条例になるというイメージですか。
- 山田委員 ええ。私は、もともとそういうふうに考えているんです。この(2)の説明も、そういうことだというふうに思うんです。
- 久保委員 僕は、その点は山田委員と違います。基本的な概念として「市民主権」というものを理念、前文に置くべきであって、具体的な条例の中では具体的概念として、「区民主権」が生きていていいんだというふうに、僕は矛盾していないんだと思っています。
- 辻山座長 さて、どうしましょうね。だから、そのイメージもあるんです。私たちが今、問題にしているこの文言は何であるか。答申上の文言であれば、それは問題ないんですけれども、そうすると、その先どういう条文案にするのかを、全部、例えば立案者にゆだねてしまうということになりかねなくて、この議論は重要だと思っているんです。「市民主権」の地域的発現形態が「区民主権」ということでしょう。

- 久保委員 はい。
- 辻山座長 条例というのは、区域的な限界というものを常に持っている。新宿区の条例で千代田区民を規制することはできない——できるな。逆に、千代田区の条例で全国の人間を規制していますね。いいんだ、いいんだ、その地域にいるからだ。地域的な限界は、やはりありますね。人的な限界は、新宿区に入った瞬間に保護されなくなっているという。
- 久保委員 先ほどのお話を持ってきたら、この世の中から「恒久平和」などという言葉は使えなくなると思うんです。やはりそういう概念なのだと思うんです、「市民主権」というのは。だから、具体的な形態として区民の主権ということは、もう十分に通用するし、そうあってしかるべきだと思いますけれども、地域限界と言われたら、「恒久平和」などと言ったらおかしいなものですよ。
- 辻山座長 ううん。だって、「恒久平和」は実現するための具体的な措置を書かないでしょう。望む。実現を期待する、図る、努力する。だれもそれで規制していないような気がしているんだけだな。
ただ、そのことは、今の問題を処理するにはどこかで整理しておかないと、このような区民の方からの意見があったときに、明快な答えができなくなるということになりますので、そこでチームとしては「区民主権」でそろえたいという結論に至ったと。それをこの場で了承するかどうかということになっているわけですね。
- 樋口委員 今、山田委員のおっしゃった、要するに残るのは「人権の尊重」、「市民主権」という、このいわゆる言葉だけとなると、全然伝わらない条例になってしまうのではないですか。ですから、この説明文のほうを私は残すべきであって、そしてその「市民主権」という意味は前文のところできちっと押さえる、そうふうに私は思っていたんですけども。
- 山田委員 いや、私は削れということを言っているのではなくて、どちらかを削るとすれば、むしろ説明文のほうの方が削れるのではないんですかということです。例えば、「人権の尊重」というところ、この「人権」がなくなって、この説明文だけ残るということではなくて、私はむしろ、その「人権の尊重」ということを理念としてうたうと。それで、もちろん私は説明文が入ればいいというふうに思っていますけれども、どちらかを削るというんだったら、むしろその説明文のほうの方が削られるんじゃないですかということです。
- 辻山座長 理念ですからね。
どうでしょう、これは。ただ、一般の感覚でいって、ここに「市民主権」という項目があって、「市民」が1個も出てこないということの違和感というのはやはりありますね。だから、誤植ではないかと思うのが、普通の受けとめ方だというふうに思いますね。そこをどうするかですね。
- 久保委員 ですから、「市民主権」のときの「市民」という言葉の意味と、それから一般に鹿児島市の「市民」という言葉と、意味が全く違うんですよ。
- 辻山座長 「市民主権」はわかります、はい。
- 久保委員 そして、多くの方が鹿児島市の「市民」というイメージを持つんですよ。当然だと思うんです。
ただ、僕は、現在の多くの人々の認識に全部従っていいのかという思いがあります。こういうものをやるときには、区民も行政も議会も、やはり啓蒙性というのは常に持って臨むべきであって、現在90%の人が「市民」という認識を持っていない、そう言うんだから、90%の人に従って生きていこう、活動していこうということだったら、簡単に言えば夢も希望もないですね。（「夢も希望もないなんて言わないでくださいよ」と呼ぶ者あり）何でも数が多ければ、それが正しいとは限らないということだけは言っておきたい。
- 根本委員 それは、議会の中でも、そんなに「市民主権」でなければならないというふうに言っ

ているわけではないわけだから、作業部会の中でまとめてきたものを、そう2人でいつまでも言うべきことでもないなというふうに私は思って聞いているんです。議会の小委員会の議論の中でも、「市民権」より「区民権」のほうがわかりやすいではないかという意見を言っている方々はいらぬわけだから、だからもう一回、今の意見を受けとめて、作業部会でやってもらうんだったらやってもらってもいいですけども、ただ、やはり90%の人たちがそう言ったら、90%のことで当面いくということだって、判断としてはあり得ると私は思うんです。

○土屋委員 言葉にそんな、「市民権」、「区民権」にこだわらず、ここはもうそれはなしにしてしまって、例えば「自治の主権者」とか、そういう別の言葉を取りあえず入れておいて、最終的に答申でなくなるかもしれないので、そういうところでおさめてはいかがでしょうか。

○辻山座長 それと、今のは大事なことなんですけれども、もう一つは、僕たちは最終的に答申するときに、「てにをは」まで含めた条文の形にするんですかということなんです。今話しているのは、その問題なんです。この形で出すんだったら、僕はどちらでもいい。そのかわり、それは行政の立案者にも丸投げになりますよということを言っています。だから、丸投げしないのであれば、ここで決着をつけたほうがいいという気はするのです。

○佐原委員 条例の前文で「市民権」のことが出ていますので、大きく前文のほうで「市民権」を掲げて、この意味を少したうようにしたらいいかなと思うんです。

○辻山座長 ただ、一方的に「市民権という世界的な潮流」とそこへ使ってしまうと、本文の中に区民との関係が何も接点が見つからないと、これもやはり何か言っただけみたいな感じがしてしまうので、もし前文で書くのであれば、やはり「市民権」の具体的な担い手は、新宿区においては「区民」というふうにこの条文では書いているんだというようなことがニュアンスとして伝わるような書き方をしておかないと。

○山田委員 前文との関係がありますから、そういうふうな形で整理できるんだったら、私は、副座長の御指導も今ありましたから、これ以上こだわるつもりはありません。

ただ、この検討連絡会議の文章に対する任務ですけども、私は項目とか骨子とかということではなくて、やはり条例そのものだということふうに思うんです、素案ですから。したがって、要するに最終的に条文の素案を区長と議長に答申するということであって、決して丸投げではないというふうな認識があります。

○辻山座長 とすれば、特にこの「条例の基本理念」というところはもう少し形を考えないと、このままでは丸投げ状態なんですよ。この理念を上手に文章化して載せろと言っているだけになってしまうので。

○木全委員 「市民権」という言葉なんですけれども、条例の本文上に載せるには、やはり普遍的概念でないために、どこかで「市民権」というのを定義しておかないと、基本理念の中でうたうのは非常に難しいのかなというふうな、条文をつくる上ではそんな心配はあります。基本理念のほうで残すならともかく、もし条文の本文のほうに普遍的概念でないものを定義する、基本原則として載せるのは難しいのかなというふうには思っています。

○辻山座長 なるほど。

ただ、僕は1つ、この前文の議会案をちょっと見ながら「何だ」と思ったんだけど、市民権の旗印の下に」から始まっているフレーズがあるでしょう。ここは、「市民権の旗印の下に、新宿区が持つ特性を生かしながら、しっかりと地域自治をこの地に花開かせる役割は、私たち新宿区区民に課せられた大きな使命です」というふうにして、具体的な花開かせる場所はここなんだよ、それを担うのは区民だよということにしておけば、本文で「市民権」ということを定義しなくても、つまり、条文に出てこないということであれば、済むかなと。（「すみません。もう一度」と呼ぶ者あり）「私たちに課せられた」というところに、「新宿区民」を足すだけなんです。（「私たち新宿区民に」と呼ぶ者あり）「課せられた」と。（「大賛成です」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

ということであれば、前に議論になった「何々の時代」というのは、やはり「市民権の時代が」と言っておいたほうがはっきりするかもしれませんね。（「また余計な話」と呼ぶ者あり）

そうね、ごめんね。前文チームへまた問題を送ってしまったぞという気は……。

- 大友委員 いや、そうではなくて、この文章を見ていたら、やはり「地域自治」とは地域自治組織という形でこの条文の中には書かれているわけですがけれども、地域自治というのが我々の言っている「地方自治」というものなのか、地方政府の自治のことを言っているのか、それともこれは地域自治組織のことを言っているのかというのが、前文の中でこの文章を見たときに、ちょっとわからなかったものですから。
- 辻山座長 僕は、地域自治組織のあそこの理念を上手に入れたなとちょっと思っていたんですけども、ほかでは触れていなかったものだから。区民案も、地域自治は触れていませんでしょう。
- 大友委員 そうですね。そちらのほうということであれば、作成者のほうが、そういう意味なのかということ。
- 辻山座長 「しっかりとした地域自治」という。
- 山田委員 それは、例えば「地域自治」にはこの骨子案がありますけれども、この第1番のところに「地域自治を推進する」と書いているわけですね。それと同じ意味です。
- 辻山座長 そうですね。（「話を戻しませんか」と呼ぶ者あり）
- 大友委員 すみません。ごめんなさい、私が……。
- 辻山座長 いいですか。
しかし、この問題は、実は私たちが今手にしているこの骨子案というものがどの程度の完成度かということに大きな疑問を抱かせるきっかけにもなっておりまして、これは本当に間に合うんだろうかというようなことも思いながら、少なくとも今、チーム1から提案された部分については、基本的にはチーム1の提案を受け入れるという形で、その周辺の訂正で済ませようと。こういうことで済ませるということでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
そうしたら、もうほかにはないですか。先ほどの「区民」の定義は、また後でやるということにして、それでは引き続き、検討チーム2のほうから御説明をお願いいたします。
- 野澤委員 それでは、検討チーム2の内容について、簡単に御報告させていただきます。
資料13をごらんください。
検討チーム2では、「区分B：区民の権利と責務」、それからC、Gの行政の役割と情報公開・個人情報の保護について、区民検討会の意見をもとにお話をさせていただきました。
まず結論から申し上げますと、今回の区民討議会でいろいろと御意見をいただいたところですが、基本的に個別にいろいろ各論に踏み込むような御意見をちょうだいして、かなり参考になる部分もあったんですが、一通りすべて確認していく中で、今回の骨子案に新たに反映させる、または修正する部分がないということ、一昨日の中で確認させていただきました。資料の中では、先ほどのチーム1のまとめ方に倣って、各質問項目に対してその旨記しているところでございます。
- 辻山座長 ありがとうございます。ざっと目を通していただいて何かあれば。
では、よろしいでしょうか。作業、ありがとうございます。
それでは、検討チーム3からの報告を受けます。お願いします。
- 菅野委員 資料14をごらんいただければと思います。
こちらにつきまして、チーム3におきまして報告書の討議テーマとアンケートの問いについて検討いたしました、盛り込むべき、また見直すべき事項は今回ないということの結論に達しまして、ちょっと資料がほかと違うので、議論していないように若干見える部分もあるかと思いますが……
- 辻山座長 いえ、そんなことはない。（「1時間ちょっと」と呼ぶ者あり）

○菅野委員 1時間ぐらい議論してありますので、御報告いたします。

それで、直接、報告書・アンケートではないんですが、1点、ちょっと御報告させていただきたいことがございまして、恐縮ですけれども、資料9の骨子案の16ページをちょっとごらんいただけますでしょうか。突然申しわけございません。

チーム3で、この議論の際に、直接、報告書・アンケートではないんですが、地域自治区についての議論が実は出まして、これは満場一致していないものですから、本日シートはお出ししていないんですが、ちょっと御報告だけさせていただきます。後ほど、区民委員からも御提案があるかと思いますが、チーム3として御報告させていただきます。

骨子案の「区は、一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける」という項目につきまして、意見が3つ出ました。1点目は、今の骨子案どおり、これは必要なんだよという意見です。2つ目は、「設ける」というのは強過ぎるのではないかということで、「設けることができる」ではいかかという意見がございまして、もう一つの意見は、この区が設けるといのはいかなものかというところで、要らないのではないかという3つの意見が出て議論いたしました結果、全体で一致してございませんので今回出していないんですが、一応、折衷案といたしましては、を削除させていただき、を に上げて、この「地域自治区」という単語が、いわゆる自治法上のものに見えてしまうところがまたわかりづらいという御意見もありまして、「地域自治区」ではなくて「地域区分ごとに地域自治組織を置くことができる」ということを で置いて、を に上げて、最後の を にしまして、こちらについては「地域区分及び地域自治組織に関し必要な事項は」、ここで3者という意味を込めまして、その文言はあれですので、「本条例の理念に基づき」という文言を入れて、別の条例で定めるということではいかがかという議論をいたしました。

ただ、チーム3として全員一致はしてございませんが、ちょっと御報告だけさせていただきます。

○辻山座長 ありがとうございます。今の話は、また後で条例骨子案全体の見直しについての提案がありますので、そこでやることにいたします。

チーム3の報告と結論についてはよろしいですね。

それでは……もう9時過ぎているんだよね。私は、あした早く起きて、三重県まで行かなければいけないですよ。

では、残されている項目について、「区分」：その他について、検討チーム2でやっていたということですが、これはどなたが。お願いします。資料15番ですか。

○野澤委員 資料15でございます。

前回の検討連絡会の中で、まず教育、それぞれいろいろ意見をちょうだいした結果、直接、教育について踏み込んだ書き方はしない。ただ、子どもの権利とあわせて書いたらどうだと、座長から示唆に富むお話をいただいたのを、私も、改めて論議させていただきまして、のようにまとめさせていただきました。読ませていただきます。

「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有し、すこやかに育つ環境が保障される」。特に、この「すこやかに育つ」の「育つ」の中に教育の、ある意味、理念的なものを反映しているという認識で、こういう形でまとめさせていただきました。

○辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 御苦労さまでした。ありがとうございます。

早いね。さっき時間のことを言ったからかい。（「これは名文ですので」「いや、すごくうれしいです」と呼ぶ者あり）

それでは、引き続きやりましょう。

次は、「区分H：条例の見直し等」、これはチーム1ですか、どなたが。

○針谷委員 それでは、「条例の見直し等」でございます。ささっとということで、見直し等のところを読ませていただきます。

「区長は、この条例の理念を踏まえ、4年以内に、この条例及び関連する諸検討の検証を区民・議会とともにに行い、必要な措置を講ずるものとする」です。「○年以内」をどうするかとい

うので議論がございましたけれども、4年に一度はということで、区長の皆さんの任期の間に一度は見直し、検証しようよということがありましたので、そういうふうに入れさせていただきます。

委員会の設置につきましては、かなり時間をかけて議論したところでございますが、盛り込むのはよそうということで結論づけたところでございます。4年以内に一度は見直すということを明文化しようということでございます。

○辻山座長 どうですか。いいですか。

○あざみ委員 今回の案を、きょうの3時からの議会の小委員会のほうで出したところ、我が新宿区議会事務局長から非常に鋭い御示唆をいただきまして、この「4年以内に」というような文言ですと、これは条例の本文には入らずに、附則扱いになってしまうというような指摘をいただきまして、それはなぜかというのを言ってもらったほうがいいですか。ちょっと私は説明しにくいんですけども。

○議会事務局局長 このような条文ですと、4年以内に一度見直しをすればそれでoshiまいになって、それ以降、この条文は死文化してしまいますので、条例制定時の附則扱いになります。したがって、別の言葉に置きかえて、継続的に4年ごとに見直すのであれば別の表現が必要かなということを、参考的に申し上げた次第です。

○辻山座長 そうですね。

○あざみ委員 それで、いろいろ他の自治体の基本条例などを検索いたしましたところ、ニセコ町のまちづくり基本条例のところに見直しの条文がありました。そこには、「町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに」というような表現がありました。この表現が、私たちが思っているようなことに一番ふさわしい文言ではないかということを小委員会で確認したところなので、これでいければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○辻山座長 どうですか。いいですか。
ニセコ町は4年なの、それは。

○あざみ委員 4年でした。

○辻山座長 大変大胆だね。つまり、区長選挙とか区議会議員選挙があるたびに見直していいぞということになって、今までの議論は見直させないという、政権を貫いてこの基本条例は生きるんだよ、みたいな発想だったんですけども、それをちゃんと……（「いや、我々は逆に改善していこうということで」と呼ぶ者あり）うん。だから、新しい民意を受けて見直していこうという発想でしょう。それは大変チャレンジablでいいと思います。

では、今の修正の部分を含めて、そういうことで素案にしていくということによろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それから、まだあるんですね。「国・他自治体等との関係」について、これは検討チーム1か。

○針谷委員 はい。続いて、「国・他自治体等との関係」でございまして、区民案と行政案でございします。

骨子案に盛り込むべき事項としましては2つになりまして、（1）は区民案の（1）、（2）と行政案の（1）がほぼ同じということを含めまして、こちらは行政案を採用させていただいて、「区は、広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする」という新宿区の姿勢を出しているといったところでございます。

一方で、（2）のほうでございしますけれども、区民案の（3）と行政案の（2）との表現は近いものがございします。前文でも「国際都市」というような言葉が今回採用されるような見込みでございしますし、行政案のほうはちょっと相手方が広過ぎるかなといったようなこともありまして、こちらは区民案とさせていただいて、「区は、国際都市として、国際社会との相互理解及び

協調に努める」という2つの文章とさせていただきました。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、御意見を伺いましょう。いいですか、これで。

○久保委員 (2)の「区は、国際都市として」という文言の区民案の言葉よりは、行政案の「国際社会に果たすべき役割を認識して」、そして「広く国際社会との相互理解及び協調に努める」というようなニュアンスの言葉に変えたほうが望ましいのではないかと。理由は、国際都市と自分たちで認めるわけにいかない。新宿区は、よその人が国際都市として認めてくれるのならいいけれども、自分たちが国際都市だなんていきがってはいけないのではないかという意味で、区民案の「国際都市として」ではなくて、行政案のほうを使わせてもらったほうがいいのではないかと。なので、最終的な文言はどういうふうになったんですか。(「でも、やはり重なってしまうのはおかしいから、「の自覚を持って」と」と呼ぶ者あり) そうだ。それで、「国際都市としての自覚を持って」という言葉にしましょうということにしたんです。どうでしょうか。

○辻山座長 そうね。前文であれだけ旗を立てておいて、旗をおろす気かとちょっと思ったよね。(「自覚を持って」と呼ぶ者あり)

○久保委員 そう。どうでしょうか。

○辻山座長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山田委員 もう一つあるんですけれども、きょう御意見をお聞きしたいと思っているんですが、1個目の「国、東京都、他の地方公共団体」と書いてありますよね。「地方公共団体」というのは、今の法的な概念になって間違いではないというふうに思うんですけれども、要するに、私たちは単なる地方の公共団体ではないというふうに思うわけです。

したがって、正式に言うところの言葉になるのかもしれませんが、むしろ別の言葉にすると。国は、「地方公共団体」というふうに我々のことを呼んでいますけれども、要するに、国は権力的な考えが背景にあって、そういう位置づけをずっと長い間してきたわけですよ。

しかし、私は、今は違うということだというふうに思いますので、我々がこういう場で地方公共団体だということをみずから位置づける必要はないのではないかと。かわりの言葉ということはよく浮かばないんですけれども、先生、何かもしかえる言葉があったら。

○辻山座長 一般的には「他の自治体」ということになりますね。「地方政府」となると、ちょっと狭いかな。

○山田委員 「他の地方自治体」というのではおかしいわけですか。

○辻山座長 それは、自虐的だという議論が結構あるんですよ。自分で「地方」と言うなど。(「地方自治体」以外、何と言うの。ないよね」「地方自治体」とは余り言わないですね」「自治体」ですよ」「ほかの自治体」ね」と呼ぶ者あり)

○久保委員 どうですか、「他の自治体」で。三重県があした、控えているんでしょう。

○辻山座長 いえいえ、そんな。わずか2時間で行けるんだから、それは大丈夫ですけど。

いいですか。それが、実は「地方公共団体」という言葉にこだわって「自治体」としたんだよと言うと、結構波紋が広がる話ではあるんですよ、これは。

そうすると、ここは「他の自治体及び関係機関」と、そこはいいわけですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 では、ほかにございますか。今のところは、ではそういうことにいたしましょうね。

それから、先ほどの「国際都市としての自覚を持って」というのを入れるということ、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでは、きょうの準備された検討課題はこれで終わりなんです。

その他というところで実は話題があって、お諮りしなければなりません。これは、事務局のほうから提案をお願いします。

○事務局 それでは、本日お配りの資料21及び22につきまして、事務局のほうから御説明させていただきます。

今週の火曜日、第52回区民検討会議の中で、この条例骨子案に対する区民検討会議からの意見要望という形で全体の意見を取りまとめました。その中で要望事項として、本日、資料21でお配りしました3つの事項の指摘がございました。

1点目が、「条例の基本的考え方」の「用語の定義」のところで、現在、骨子案で示されている、ここで言う下線部分、「に」というところと「を加えた者」というものを削除することを要望するという意見が区民検討会議の意見としてまとめられました。理由としては、「加える」という表現がおかしいのではないかと御意見でした。

そして、2点目が「住民投票」についてです。「住民投票」につきましては、区民検討会議案の発議要件、「6分の1以上の」ということです。それから投票権者として、こちらは年齢要件等ですけれども、これらに関する事項を自治基本条例に盛り込むことを要望するという意見でした。理由としましては、住民投票は区民にとって非常に重要な制度であるということ、自治基本条例にはその基本的な事項は定めて置く必要があるということでした。

3点目として、これは先ほどチーム3の御発言内容と連動するところなんですけれども、7の地域自治についてです。地域自治につきましては、区民検討会議案の「区分F：地域自治組織」の(1)、(3)、(4)の趣旨を盛り込むことを要望するという御意見でした。区民検討会議案の区分Fにつきましては、本日お配りの資料18の6ページにございます。6ページの中の区民検討会議案の(2)、要するに具体的に地域自治組織の機能の事項、これを除いたものの(1)、(3)、(4)の趣旨を盛り込んでほしいという要望でした。それに関する理由としましては、地域自治については、区民検討会議と合意したのは、地域自治組織を設置すること、区域等を含めた地域自治組織に関することについては、別の条例で十分議論する必要があると。区域を定めることが前提とはなっていないという理由から、現行の骨子案の(2)の項目を削除してほしいという要望でした。

以上が区民検討会議からの要望事項になっております。

そして、あわせて資料22につきましても御説明させていただきます。

資料22は、今後、パブリックコメントの出たものの意見を取りまとめるシートとして活用したいというものです。

まず、表面につきましては、カテゴリーとして から のその他まで書いてあります。色分け部分につきましては、骨子案の検討区分1から7までの種別に色分けをしております。前文については、骨子案として示していないけれどもカテゴリーを設けたのは、広報等で前文の内容の趣旨、こういったものを今後定めていきますよということを述べてありますので、それに関する意見等が出る可能性があるということで、カテゴリーの中に入れてさせていただきました。

裏面をごらんください。

現在、パブリックコメントとして提示されているものにつきましては、ここに表記されている1件です。内容の趣旨としては、条例の目的のところの(2)、(1)の説明部分のことについてなんですが、新宿区創設の当初ではなく、なぜ今、自治基本条例を制定する必要があるのかということについて、説明が足りないという御意見でした。

なお、それ以外には、2の「条例の基本理念」のところの表記として、「人権の尊重」については、「基本的人権の尊重」とすべきではないか。また、文面としては、「基本的人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする区政を行う」という表記の部分につきましては、「ひとりひとりを大切に思いやりのある区政を行う」、「思いやり」という言葉を入れたほうがいいのではないかと。

「市民主権」につきましては、その本文中、主権の内容としまして、「区民が主人公」ところを「主体」——これは多分「区民が主体」ということで、「区民が」というところは多分残るんだと推測されますけれども、出された意見、原文そのままで言うと、「区民が主人公」を「主体」に変えるという御意見でした。

以上、パブリックコメントについての現段階における1件の内容、それから今後のシートのまとめ方について御説明させていただきました。

○辻山座長 ありがとうございます。

パブリックコメントについては、特にここで議論するということはいいいですね。

○事務局 ここにつきましては、今後のパブリックコメントにつきましては、随時、該当する検討チームのほうに専門部会を通じまして情報提供していきますので、今後設定される検討チームの検討の際に、あわせてここについての回答についても御検討いただいて、検討連絡会議のほうに提示していただきたいと思いますと考えています。

○辻山座長 なるほど。わかりました。

それでは、骨子案全体に対する区民検討会議からの意見要望というのが大きく3点にわたって出されました。先ほどのアンケート調査のデータの読み方などとも関連して、あるいは検討チームでの検討内容とも関連してございますので、順にやっていかざるを得ないだろうと思いますが、この区民の定義のところについて、先ほどの佐原委員の言い方とは逆の提案になっている。全部フラットにしないという意見が出ていますが、これはどうしますか。これは随分議論してきたはずだというふうに思っていて、ただし、この「加えた者」とかという「何々に何々を加えた」というのは、全国の自治基本条例でも、多分どこをひっくり返してもないだろうということは間違いないんです。ということも含めていくと、どうしましょう、どんな議論の仕方にしましょうか。

○佐原委員 「加えた者」というのは、前段の「新宿区に住所を有する者を軸として」とか「中心にして」という言葉に対して、そういうよりは「者に加えた者」というふうに仮置きしていただいた状況があると思います。

○久保委員 今、佐原委員はそういうふうにおっしゃったけれども、同じことなんだと思います。こういう修正が出たということは、「軸」だとか「中心」という言葉も絶対だめという意思表示だと僕は受け取るんですが、そうではないですか。

○辻山座長 この折衷案みたいなことを言ったのは私かもしれないと……（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）そうですか、思っていますが、こういうことです。つまり、質における優劣を認めるのではなくて、僕は幅を広げるという意味で加えたというふうにして逃げようかなと思いましたけれども、さすがに区民検討会議はそれを許さぬという意見のようです。

○大友委員 先ほど佐原委員のほうから、アンケートを見た結果について、断トツではないか、93%ではないかということでおっしゃったんですけれども、私はちょっと違って見ていて、やはり過半数が事業者というような形で働く人たちも含んで、やはりアンケート結果は過半数を超えているわけですね。そういう意味では、私どもの並列に置くということに関しては、逆にそのぐらいのほうがいいんじゃないかなと思うんですね。よく考えてみたら、一番、新宿区というのは、事業者に対してすごくいいこともやっているんですが、新宿区は事業者に対する徴税権というか、税金を取ろうとしていないんですね。だから、基礎的自治体になってしまうんだけど、本当に基礎自治体になるんだとしたら、やはりそのぐらいの覚悟で会社に対して、税金ももらうんだだけでも、サービスもしなくてはいけないというような、ただ、投票権はないだろうねという話でやっていったほうがいいのかというふうに僕は思うんですが。

○辻山座長 これは、ある意味では議論の蒸し返して、永遠の議論になりそうだと思っているんですけれども、先ほど議会の方でどなたか発言しかかった——あざみ委員ですか、いいですか、もう。

○あざみ委員 ちょっと言いますが、アンケートの結果からということでは、作業チーム1で言いましたように、50%前後にこの「住所を有する者」以外の人々が並んだというのは、やはりこういう書き方が間違いではなかったよねというふうな結論だったんです。だから、フラットではないわけです。数字を見ると、やはり住民が断トツなんです。でも、それ以外の人、過半数の大体半分の方が認めているんだということがわかった時点で、これぐらいの「に加える」というのが、私は非常によかったなというふうに思ったので、区民の方が「加える」という表現はおかしいと言うのはわかるんです。それだけの理由だったら、言葉をまた考えましょうよ、となるんですけれども、今の友大委員がおっしゃったようなところで、やはりフラットだというふう

戻ってしまったのであれば、本当に蒸し返しだなというふうに思っているので、どこまでの思いでこの訂正をおっしゃっているのかなというのを聞きたいんですけれども。

- 齊藤委員 僕個人としては、絶対にフラットでは嫌なんです。一応、町会、町連の代表として来ていますから、やはり住民の並列は嫌だと。「に」を取ってしまうと並列になると言ったときに、もうそこでとめられてしまったんですけれども、個人的な意見としては、「に」はとっておきたい。住民だよというのが、やはりトップだと。だんだんと、はっきりと数字はついていないけれども、順番がついているのではないかなというような勝手な思いもありますけれども、そういうことはありました。
- 土屋委員 おとといの区民検討会議から私が受けた印象なんですけれども、並列にこだわったわけではなくて、「加えた者」という言い方がおかしいのではないかと主張されていたので、それをうまい表現にできれば、「住所を有する者」が中心なんだよという表現の仕方でも構わないのではないかと私は受けとめましたけれども。
- 野尻委員 うまい表現の一例としてなんですが、昨日のチーム3の話し合いの中で、この部分についても話が出ました。その中で、やはり住民が中心とか軸ということを生かすならば「加えた」はおかしいので、「新宿区に住所を有する者のほかに」というのはいかがでしょうという話が出ました。（「「加えた者」を入れる」と呼ぶ者あり）「新宿に住所を有する者のほかに、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」。「加えた」は削除です。
- 辻山座長 うん。僕もそれを言おうと思います。若干違うのは、「者のほか、」です。そうではないと、語尾が合わないんです。「のほか、何々をいう」と。
ただ、「ほか」というのも、ちょっと排除の感じがあるんですけども、ここでは意味は共有しているんですけれども、受け取った人たちの気分がどうか。そういう意味では、「加えた者」よりはずっといいですけれども。
- 齊藤委員 本当にあれなんですけれども、これは「ほか」と入ってしまうと、やはり何かそこだけ阻害されてしまうような形なので、「有する者と」と言うと、かなり同等に近くなってくる。一応、最初の「者」が主体になって、それからずっとつながってくるというような形で、「と」がいいのではないかと僕は思っていたんですけれども。
- 小松委員 いや、「と」よりは「に」のほうが中心という、もっと重い感じがするんですけれども。（「いや、本当は「に」がいいんですけど」と呼ぶ者あり）
- あざみ委員 でも、「に」を書くと「加えた」と入れないと。
- 久保委員 「に」なら「加えた」だよね。「加えた」という言葉が隠れているよ、それは「に」だったら。
- あざみ委員 隠れているというか、書かないとおかしくなってしまうんですよ。
- 久保委員 いや、隠れているんだよ、「に」って。
- あざみ委員 「と」だったら、「加えた」は要らないんですよ。
- 久保委員 そうなんだよね。
- 小松委員 「加えた」を外すわけですか。外したいのか。
- 久保委員 そうなんだよ。
- あざみ委員 外したいというのが、多分あるみたい。外すんだよ。
- 小松委員 ああ、すみません。

「加えた」を入れなくても、「と」と入れると一緒になのではないですか。「加えた」を省いたとしても、「と」でつなぐと。

○辻山座長 国語の問題だから、これは。ただ、法律用語からちょっと外れるんですけども、法律用語は「及び」、「又は」、「もしくは」の使い方とかにうるさいではないか。そのことを無視していえば、「新宿区に住所を有する者及び新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者、活動する団体」と。（「及び」か」「最後の「及び」が外れて」と呼ぶ者あり）

○木全委員 1つ、条文のつくり的に一般論でいうと、「新宿区に住所を有する者並びに新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び」……

○辻山座長 えらい。そうしたら、最後の「及び」は使っていいわけだ。僕は2度使えないなと思っていた。

○木全委員 はい、「活動する者及び」。「並びに」で。

○辻山座長 「並びに」でいいですか。（「並びに」なら並んでいるんだものね」と呼ぶ者あり）語感が違うんだよ、それ。

○木全委員 どちらかというと、でも、「並びに」といったときには、大きいものに小さいものが並んでいるという。（「斉藤さんが意図している1、2、3番に通じるのではないか」と呼ぶ者あり）

○佐原委員 使い方としては、「及び」の次に「並びに」ではないのか。「何々及び」、そうでもないか。

○木全委員 いや、一番主体になるものが一番最初に来て、それに「並びに」というのは、主体より少し小さいものが大きいものと並んでという、伍してというようなニュアンスなので、一応、その言葉の使い方としては、そういうふうになってくると。（「最後に出た言葉が一番いいよ」と呼ぶ者あり）

○高野委員 そうすると、「有する者、並びに新宿区で働く者」と。

○木全委員 「有する者並びに、」。（「点は要らないです」と呼ぶ者あり）

○高野委員 「有する者並びに、」ですか。（「この下には点、要らないよ。点、要るかな」と呼ぶ者あり）どちらですか（「要らないよ、点は。ややこしいよ」「けじめをつけている」と呼ぶ者あり）。

○木全委員 すみません。句点のつけ方は、文書法制上……（「で、佐原委員の言ったようなことに」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 もう一度、点の入った文章を見て、問題があれば議論しましょう。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでは、2番目のをやしましょう。

住民投票について、先ほど御説明いただきましたけれども、この資料によると（1）、（3）、（4）を入れる……（「その前の発議要件のところ」と呼ぶ者あり）そうか。これは区民、地域自治でしたね。

○事務局 すみません。時間も9時40分になっていますので、それ以降の議題につきましては、次回に持ち越して改めて議論するということにしたいと思っておりますけれども。

○辻山座長 いいの。何だ、いいんだったら最初からそうやって。3つあったのを、いや、僕はまた、地域で説明みたいなものがあるじゃない。あれに間に合わせる必要があるかと……。

○事務局 地域懇談会では、現行の骨子案の範囲内で説明していただくということにしまして、これについては次回引き続いて議論いたしますが、基本的な考え方についてはお持ちいただいて、議論できるようにしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻山座長 はい。それでは、次回に送ることにいたします。
ということで、今日の議題は一応終わりましたが、ほかに何かございましたら。

○高野委員 確認なんですけど、一応、地域懇談会の話で、意見交換ということより質疑応答だけということで先ほど話があって、その質疑応答に関しても、どこまで聞き入れるかというところがあるんですけども、ただ、一応、参考にしますというか、検討しますというだけで、スルーして聞いてしまっていいものかどうかということなんですけれども、何でもかんでも受けてもいいのか、それとも何でもかんでも断るのか。その辺のところは、臨機応変にというのは裁量しかなくなるので、基本的には皆さんの御意見を伺うということが前提でいいんですよねということを確認したかったんです。

○久保委員 何でもかんでも受けてしまうというのはよくないと思います。しかし、お答えするのもよくない。あいまいに対処すべきが一番だと僕は思います。誠実でないみたいに聞こえるけれども、あいまいの対応が一番。

○事務局 回答する場合については、結論が出ていることしか、当然、回答ができないので、基本的には意見書でいただいて、後日、この検討連絡会議で議論して回答を出すという形が一番よろしいかと思います。

○辻山座長 ありがとうございます。
それでは、先にきょうの記録はたくさんあるけれども、大丈夫ですか。お願いします。

○事務局 本日のまとめなんですけど、まず前文につきましては、本日いろいろ御議論いただきました。結論的には、チーム3に引き継ぐということなんですけど、市民感覚といいますか、区民感覚でわかりやすい文章で表現してくださいということで、一応、本日はまとまっております。

また、(3)の区民討議会報告書及び区民アンケートの結果を踏まえた素案への反映につきましては、チーム1の提案につきましては、「市民主権」を「区民主権」ということでチーム1の提案を受け入れる。なお、その関連する部分については、前文等で整理していただくということです。チーム2、チーム3につきましては、了承ということです。

(4)の条例素案の検討につきましては、区分Jにつきましてはチーム2の提案どおり了承です。区分Hの条例の見直し等につきましては、「4年以内」という表現につきましては「4年を超えない期間ごとに」ということで、その部分を変更して、ほかにつきましてはチーム1の提案どおり。区分Iにつきましても、チーム1の提案がありましたが、(1)の「他の地方公共団体」の表現につきましては「他の自治体」、(2)の「国際都市として」の部分につきましては、「国際都市としての自覚を持って」と文言を修正して、以下については了承ということです。

その他の「区民の定義」につきましては、今、御議論いただきましたが、「新宿区に住所を有する者並びに、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」ということで、一応、本日は合意ができております。

○辻山座長 ありがとうございます。
それでは、議題は終わりました。
事務局、何か。

○事務局 それでは、本日、骨子案に対しまして修正または説明、補足が生じたものについては、各専門部会の委員の方にシートを送りますので、それにきょうの意見、きょうの結論を反映した形で事務局にお返しいただきたいと思います。

次回8月10日は、ある意味、素案に向けての最終検討ということになりますので、次回の検討連絡会議で現在積み残しのものについては、基本的には結論を得るという段階になりますので、そういうことで本日の積み残しの部分につきまして、また新たな課題につきましては完結する方向でお願いしたいと思います。

事務局としては以上です。

○辻山座長 ありがとうございました。

それでは、大変お疲れさまでございました。きょうはこれで終わりにいたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 御苦労さまでした。

散会 午後 9時47分